

健康保険法等の一部を改正する法律案撤回に關する請願(大久保直彦君紹介)(第二一九九号)は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

○田川委員長 これより會議を開きます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑の申し出がありません。順次これを許します。高橋千寿君。

○高橋(千)委員 私は、これから主として戦傷病者並びに戦没者の遺族に關係する事柄についてお尋ねいたします。

私も遺族の一人でございますが、戦争が終結いたしましたから、もう二十八年間を経過しております。当時直接、間接に戦争に参加された方々はたくさんいらっしゃいます。例外なく相当年をとつていらっしゃると思いますが、このような方々に対して国からのあたたかい援助が必要だと思っております。このたび援護法が、処遇その他の点でだいぶ改正されましたけれども、その改正の重点はどこに置かれておりますか。まず基本的な点についてお尋ねします。

○高木(玄)政府委員 ただいま御審議をいたしております今回の改正法の重点は三つございまして、第一が、支給金額の引き上げでございます。第二が、対象範囲の拡大でございます。第三が、特別給付金制度の継続、増額でございます。

まず、第一の支給金額の引き上げでございますが、これは障害年金、遺族年金等の年金額につきまして、恩給のほうで傷病手当なり公務扶助料が二三・四%引き上げられますので、それと同じ引き上げ幅で、本年の十月分からの年金額を引き上げるわけでございます。これによりまして、障

害年金について申しますと、第一項症の場合ですと現行百四万円でございますが百二十八万三千円に、それから遺族年金が現行二十四万円が二十九万六千円に、それぞれ二三・四%引き上げられます。そのほか重度の障害年金受給者に対する特別加給金なり、あるいは後順位に遺族年金なりも、それぞれ恩給に準じて引き上げております。それから当委員会の附帯決議で取り上げたいだいておりました軍人軍属と準軍属との間の年金額の格差でございますが、これはいままで準軍属は、軍人軍属の年金額の十分の九相当額でございましたが、これを全く軍人軍属と同額にいたしました。年金額の格差をなくしております。

それから次に、対象範囲の拡大でございますが、これは今回軍属、準軍属につきまして日華事変中の本邦等におきます勤務関連傷病に起因する障害年金、遺族年金を支給するような道を開いたのでございます。これは従前は軍人についてのみ認められておりましたのを、今回の改正によりまして、軍属、準軍属につきましても、この対象範囲を広げたわけであります。

それから第三に、特別給付金制度でございますが、これは戦没者の妻、それから戦没者の父母に對する第一回の特別給付金制度が、父母につきましては昨年の五月、妻につきましては、本年の四月に最終償還が終わりますので、それをその後どうするかということで検討いたしてまいりました。この制度を継続することに、また金額も第一回の三倍相当額に引き上げることにいたしました。

以上、三点が今回の改正の重点事項でございます。○高橋(千)委員 金額が二三・四%引き上げられたとおっしゃいましたが、これは恩給法に基づくものであって、従来は物価をもとにして、さらに物価と公務員給与との差の六割をもとにした増額をやつてまいりましたが、今回は公務員給与に直接スライドさせてきたのですが、今後このような方式で増額していくのでしょうか。

○高木(玄)政府委員 今回は恩給の金額の引き上げがこれまでと方法を変えまして、二カ年分の公務員給与の引き上げ率を加えた額で二三・四%というものを引き出して引き上げております。それに遺族年金も、従前から遺族年金の額というものは、ちょうど兵の公務扶助料の額と相当いたしておりますので、恩給額のこの二三・四%の引き上げ額と合わせたということにいたしております。

○高橋(千)委員 それから勤務関連に関する障害者並びに遺族の範囲が拡大されたのですが、それに支給される金額については今回何も触れておられないのですが、今後引き上げられるお考えはございますでしょうか。

○高木(玄)政府委員 この勤務関連によりする障害年金、遺族年金につきましては、これは恩給法の特別傷病年金、それから特別公務扶助料とそろえることになっておりまして、これはそれぞれ本来の障害年金、遺族年金の七割五分相当額というふうに法律で定まっております。したがっていまして障害年金、遺族年金の額が引き上げられておりますので、この額もそれに引かれて引き上げられていく、こういうことになります。

○高橋(千)委員 さらに今後戦傷病者、戦没者遺族などの援護に對して、どのように臨まれるかお答え願いたいのです。

○高木(玄)政府委員 やはり今後の重点は年金額を充実していく、引き上げていくという問題になろうかと思ひます。最近のように物価の上昇が非常に著しい場合におきましては、なおさらのこと、これは遺族なり戦傷病者の生活の一つのさきえになっておりますので、こういった年金額の引き上げ、充実ということを今後もはかつてまいらなければならぬ、かように考えます。

また、遺族の方々がこれからますます年齢が高年齢になってまいりますので、そういった老境に入つた方々のお立場というものを考えて措置をしていかなければならぬだろうと思ひます。そういった考え方の一つが、今度の特別給付金の継続、増額というものが、そういった考え方に基

いて行なわれたものでございます。○高橋(千)委員 次に、特別給付金についてお伺いたしますが、父母などに対する特別給付金を見ますと五年償還でございます。償還期限もすぐ参ると思うのですが、この後さらに、このような特別給付金制度を継続していく方針なのでしょうか。もし継続していかれるならば、その額はどのくらいにされるか、お答え願いたい。

○高木(玄)政府委員 父母に對する特別給付金は昨年五月十五日で第一回の最終償還が終わつたわけでございますので、今回この制度を継続することに定めて、ただいま御提案申し上げて法律の中に、その継続のことをうたつてあるわけでございますので、これをさらに五年経過後に第三回目の特別給付金制度を設けるかどうか、これはその時点におきまして判断したい、かように考えております。

いまのところは、この第二回目が発足するばかりでございますので、その時点で考えさせていたきたい、かように考えております。

○高橋(千)委員 それから、このたびの特別給付金は、日華事変以後の戦没者の遺族が対象になっておりますが、時局的に微妙なつながりを持っております満州事変以後の遺族には、これが適用されております。これらの方々に適用ワクの拡大をお考えでございましょうか。

また満州事変の未亡人の数はいまだどのようになっておりますか、お知らせ願いたいのです。

○高木(玄)政府委員 今回の特別給付金は満州事変の遺族には適用になっておりません。日華事変以後の遺族に支給することになっております。と申しますのは、今回の特別給付金制度は前回の特別給付金制度の継続でございます。満州事変の遺族は前回の特別給付金に適用対象になっておりません。第一回の特別給付金も支給されておりますので、その継続でございます今回の第二回の特別給付金制度においても同様の扱いをしておるわけでございます。

なお、満州事変におきます戦没者の数は四千二

百名で、おそらくその遺族の数は現在では八百名程度ではなからうかというふうに考えております。

○高橋(千)委員 満州事変の未亡人の方々の数はだいぶ少のうございまして、この適用ワケをどうしても、いつときも早くかけていたきたいと思ひますが、お願いいたします。

○齋藤國務大臣 御承知のように、ただいま御提案申し上げております特別給付金は日華事変以後のものでございまして、満州事変当時の遺族の方々にも何とか特別給付金をという非常に強い要望があります。これは先生のところにもそういう要望がたくさんおこるかと存するわけでございまして、私どもこれを何とか解決してあげたいという気持ちを持っております。気持ちを持っておりますが、現在の法のたてまえが日支事変以後というふうな仕組みになっておりますので、もしこれをやろうとすると、やはり別な法律をつくらなければならぬというふうな問題もあるわけでございまして。

それからまた、満州事変当時の遺族の方々に對する処遇が、あの当時の社会情勢からいうと比較的手厚く行なわれたというふうな事例があり、日華事変以後の方々とはだいぶその辺の趣が違ふんじゃないか、こういうふうな比較均衡の問題もありますので、いま直ちにこの特別給付金制度をそこまで広げるのがいいかどうか、多少私も迷つておるところでございまして、そういうふうに戦争で夫をなくされ、子供をなくされた方々の気持ちをお思ひ、やはりそういう要望というものはできるだけ、何とか理屈をつけて心配してあげるの、私は、いま生き残つたわれわれのつとめじゃないか、こんなふうな感じもいたしておりますので、今後もう少し慎重に検討したいと思ひますので、今後の検討事項ということでお願いいたたくようにお願い申し上げます。

○高橋(千)委員 再婚妻その他の問題についてお尋ねいたします。

二十九日までに再婚し、解消した者には適用されておりますが、戦没者未亡人の中には四月二十九日以後解消した人と、そのままおられる方々と、いろいろの方々がございまして、昭和二十七年四月二十九日以後解消した方には期間の延長をお願いしようと思ひますし、そのまま再婚したままにしていらっしゃる方々の例に、たとえばここに遺族会で発行しております「遺族通信」の中に、その相談欄に、こんな境遇の方が問いを寄せられておりますので、ちょっとお読みします。

この方は長男と結婚され、長男の方が戦死され、弟と結婚され、その弟さんもなくなった方でございますが、「両親も早く死亡したので年金は貰えず、長男も大きくなっていったので貰う期間が短く、私は再婚したために全く貰えませんでした。戦死した人の家族を守る為には再婚した方が、何か悪い事でもしたように、すべての恩恵を奪われて、長い一生をめちゃくちゃにされて、何の補償もしてもらえないのは何故でしょうか。」という問いなのでございまして。

そのほかまた、この恩恵をいただきたいために、再婚してはいるが籍を入れないでいらつしやる方もおられます。その方の間にあつた子供さんは私生児というふうな形になっておられる。このように、現在なお戦争の犠牲を身にこたえつつ苦しい生活をしている人たちがたくさんおられるのだらうと思ひますが、このような方々に対して、国のあたたい思いやりを何とかとられないものかと思ひます。いかがでございましょうか。

○齋藤國務大臣 いまお話のありましたように、長男にお嫁さんに行つて、長男が戦死されて次男のところに嫁つてかれる、これはやっぱり、私もそのいなかなどにもこういう例がたくさんございまして。そういう方々が、二十七年でございまして、その間にどうのこうのということで制限をされて扶助料も何ももらえない、こういうふうな事例があるわけございまして、そういうお気の毒な方々はやっぱり、一つ一つ家庭の事情なりいろいろな事情で違ひますけれども、お気の毒な方々が

あるわけでございます。

私ももとしましては、今日までに遺族会のいろいろなそういう具体的な調査をもとにしまして、一つ一つ拾い上げるような気持ち、そういう気持ちで今日まで努力いたしてまいりましたが、こういうふうないろいろな未処遇の問題とかいろいろの問題が残つていふと思ひます。だいぶ片づいたような気もいたしますが、社会にはまだ残つておるような感じもいたします。今後とも遺族の具体的な例で、これはやはり気の毒じゃないか、これはやはり国家がもつとあたたい気持ちでめんどろを見てあげたほうがいいんじゃないか、こういう例が私は間々あると思ひます。そういう例は具体的に拾い上げまして前向きに救つてあげる、取り上げていくように今後とも努力をいたしたいと考えております。

○高橋(千)委員 その点はよろしくお願いいたします。

また次に、戦傷病者相談員、戦没者遺族相談員の方々がいらつしやいますが、この方々の活動状況、それから、どうなつておりますか、その方々の人数と、またその謝礼金についてお伺ひいたします。

○高木(玄)政府委員 戦傷病者の相談員、戦没者遺族の相談員は、これはそれぞれ戦傷病者、戦没者遺族の方々の援助の相談に應じまして、いろいろと必要な指導なり助言を行なうということでございまして、現在沖繩を含まして全国に、この戦傷病者の相談員、戦没者遺族の相談員それぞれ九百四十名、一県当たり二十名の割合で配置いたしております。このうち特に戦没者遺族につきましては、先ほど申しましたように、遺族の方々が老境に入つておられますので、いよいよその援助を充実させる必要があるという趣旨から、この遺族の方々の相談業務というものをさらに強化する必要があるんじゃないかということで、本年は遺族相談員につきましてはいま申しました九百四十名から、四百七十名増員いたしまして千四百四十名、五割増しにいたしております。これは一県当たり

二十名でありましたものを三十名配置するというにいたしましたわけでありまして、これらの方々に對します謝礼金は、現在月額五百円でございまして。

○高橋(千)委員 いまお聞きしますと、五百円というたいへん低い数字でございまして、これも、こういう老齢化していらつしやいます遺族の方々の相談をしていらつしやる方々に、月に五百円とはあまりにも少な過ぎるのではないかと考えます。こういう方々に大いに活躍していただくためにも、いま一そう大幅に引き上げていただくお考えはございせんでしょうか。

○高木(玄)政府委員 御指摘の点まことにございともでございますので、私どもは今回は戦没者遺族の相談員の増員のほうに力を入れましたので、謝金の増額のほうには力及ばなかつたのでございまして、この月額五百円というのはいかにも低うございまして、今後この増額につきましては、精一ぱい努力させていただきますと思ひます。

○高橋(千)委員 いつときも早く待遇改善をお願いいたしたいと思ひます。

次に、未帰還者の問題についてお尋ねいたします。昭和四十七年三月末現在における未帰還者数は三千五百九十七人となつており、その地域別の内訳は、中華人民共和国二千九百四十九人等と厚生白書でなつておりますが、中国との国交樹立現在、調査の状況、そして今後の処理方針はどうなつておりますか、お知らせ願ひたいのですが……。

○高木(玄)政府委員 ただいまお話しございましたように、中国におきます未帰還者の数は、私もその調査では二千九百名でございまして、そのほかにも自分の意思で帰国しないというふうな私どものほうで認定しております者が千四百名おられます。それから、戦後死亡宣告によりまして死亡として戸籍を処理された方が約一万三千五百名おられるわけでありまして、この方々につきまして、厚生省といたしまして、ただいまこの三種類の方々の名簿を作成いたしております。この名簿ができ

上がり次第これを中国大使館のほうに外務省を通じてお送りいたしました。中国との国交が開けたこととございまして、中国大使館を通じてこの未帰還者の調査業務を今後促進してまいりたい、かように考えております。

○高橋(千)委員 いっとき早く、帰ってこれる方をお待ちの方がいらっしゃると思いますので、してあげていただきたいと思います。

最後に、昭和四十八年度の戦没者遺骨収集の件についてどのような計画をお持ちでしょうか、御説明願います。

○高木(玄)政府委員 戦没者の遺骨収集につきましては、いままで、昭和二十八年から三十三年まで、五カ年計画で一わたり地域の遺骨収集を政府の手で行ないました。それから昭和四十二年から四十六年までもやはり年次計画をもって実施いたしました。何と申しまして、この遺骨の収集につきましては、いままでも努力はしてまいっております。不十分でございます。そこで四十八年度におきましては構想を変えまして、戦後三十周年を迎える昭和五十年ころまでに遺骨収集をもっと大々的に思い切つてやりたいということで計画いたしました。四十八年度では従来の遺骨収集費をはるかに上回る二億三千万円の予算を計上いたしました。四十八年、四十九年の二カ年度でも戦域についての遺骨収集を強力に行なうとともに、それで残ったものを最終的に仕上げの意味で五十年年度にやりたい、かように考えております。

なお、遺骨収集につきましては、本来政府の責任において実施すべきものでございますが、いままでも民間の方々、たとえば遺族会なり戦友会の方々に協力していただいております。それはいままでの遺骨収集は、そういった方々の全く持ち出し、手弁当でやっていたというので、それでは非常にまずいということで、本年から三分の二の補助率の補助金九千五百万円を計上いたしました。政府が行きますときにそういった民間の方々にその補助金によって一緒にやっていただ

て遺骨収集に当たりたい、こういうふうなことも計画しているわけでございます。

○高橋(千)委員 一日も早く収集されんことをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

「委員長、関連質問。ことばの使い方で……」「理事を通せ」と呼び、その他発言する者あり

○田川委員長 大原亨君。

○大原委員 私のほうからは、いままで本委員会においてもしばしば議論はしたのですが、きょうは大体二つの点について質問をいたしたいと思ひますが、一つは戦傷病者戦没者遺族等援護法の中にある準軍属として扱われております国民義勇隊、この問題と、それから従来から議論をいたしておりました防空従事者の問題、それが一つであります。これはかねてからの質問で懸案のことであるし、原爆被害者特別措置法等の附帯決議も出ていることでもあります。その結核の質問をいたしたいと思うのですが、もう一つは、戦争中広島県の忠海、これは池田さんの生まれられた近くであります。そこに大久野島という毒ガスの島がありまして、そこに動員学徒等が働いていた、これが援護法の適用から排除されてきた問題という二つの点について、質問をいたします。

戦争犠牲者に対する公平な救済措置というのは、従来からしばしば議論をしてきたところでありまして、そこで政府の施策は、軍人や軍属あるいは準軍属という分野で昭和二十七年に本援護法が制定されました以来、軍人恩給の点については、これは除外した特別の法律をつくりました。それから公務員については、これはもちろん国との特別権力関係によりまして、戦争犠牲者に対しては国や公共団体等の官公吏に対する援護措置があるわけでありまして。

そこで、いままで本援護法を審議する過程の中で、準軍属の問題をかなりウェイトをかけて範囲を拡大をいたしてまいりました歴史があるわけでありまして。

「委員長退席、塩谷委員長代理着席」

その中で調べてみますと、昭和二十七年の制定当時では、被徴用者、終動員業務の協力者、それから戦闘参加者、特別未帰還者あるいは国民義勇隊、そういうふうになっておるわけでありまして、齋藤厚生大臣は、当時は中央の政府で厚生省の課長をしておられたというのですが、国民義勇隊を準軍属として加えてまいりましたが、その法的な根拠と、それから国民義勇隊の適用者は大体何人くらい適用されておるかという問題、こういう法的な根拠と実態について、ひとつお答えをいただきます。

○高木(玄)政府委員 国民義勇隊を準軍属にいたしました根拠でございますが、昭和二十年の三月二十三日に「国民義勇隊組織ニ関スル件」という閣議決定がございまして、その閣議決定を根拠にして国民義勇隊員を準軍属といたしておるわけでありまして。そして今日までこの国民義勇隊員どの程度の遺族援護法の年金等が出ておるかとお申しますと、この国民義勇隊員関係では弔慰金の裁定者が一万三千三十六件でございます。それから遺族給与金の裁定件数は六千九百二十五件でございます。今日までそれだけの数の弔慰金なり遺族給与金が支給されているということでありまして。

○大原委員 その遺族給与金という年金の裁定者が六千九百二十五件あるわけですが、その内訳をお答えいただきたい。

○高木(玄)政府委員 六千九百二十五件の内訳は、国民義勇隊員に属しました学徒が四千六百二十八件、本来の国民義勇隊員が二千二百九十七件でございます。

○大原委員 国民義勇隊のその一万数千件の弔慰金の中で、六千九百二十五件の適用者があるわけですが、たとえば東京空襲とか広島原爆はこれに入っておるわけですが、長崎が一人も入っていないというのは、どういうこととございましょう。

○高木(玄)政府委員 長崎におきましては、国民義勇隊は未組織でございました。

○大原委員 いまお答えのように、昭和二十年の終戦当時、本土決戦のどたんばで国民義勇隊をつくって、生産と農業と兵役を一体化して、そして本土決戦に備えよう、こういうふうな目的で閣議決定でやったわけでありまして、この閣議決定の日付は、いまお話しがありましたように、四月の十三日というふうになっております。

○高木(玄)政府委員 三月二十三日です。

○大原委員 三月二十三日ですか。三月二十三日というふうになっておるのですか。

あれは私が指摘したのが、二十二日と違っていたのを、いつ修正したのですか。もとの国民義勇隊の法律は二十二日になっておったものを、この閣議決定の封印を解除いたしました昭和四十二年に、これは間違いであつたといつて私が予算委員会では指摘をしたことがありますが、これはいつ改正の措置をとりましたか。一日違つておったわけですね。

○高木(玄)政府委員 いまちょっと調べておりますが、先生の御指摘がございまして、当初三月二十二日となつて一日間違えておりましたのを、昭和四十一年から四十二年ころの改正で、三月二十三日というふうになつたというふうに思ひます。

○大原委員 三月二十三日の閣議決定で八月までずっと続きたが、国民義勇隊が広島とか——東京はあまりないけれども、広島を中心とすると数県被害者が出ていますね。しかし他の県でなかったということは、これは防空法に対する所管の問題で、従来からずっと内務省と陸海軍がけんかしていただけて、私が調べてみますと、けんかして、やっぱり本土決戦に備えて、国民義勇隊で兵役法に匹敵する全国民を動員する体制をとらなければいけぬ、こういう閣議決定に基づいて「国民義勇隊組織ニ関スル件」を閣議決定いたしました。そうしてこれはむちゃくちゃでありますけれども、法律の根拠のないのに全国民を戦闘に動員したわけですね。それが、特

に原爆の關係という長崎、あるいはその他の地域、東京等において国民義勇隊での援護法の適用の対象者がいないというのは、私はこれは考えられない。

沖繩があぶなくなった、やられた、本土決戦に備えて、三月の閣議決定でこういう強引なことをやったわけです。総動員法という授權立法の根拠があるわけでもないし、法律に根拠がないことで、閣議決定でやった。一方においては内務大臣が本部長であった防空本部があったわけですが、それは一体どういうことなんだろうね。これはあなたのほうで実際の追跡がなされていないのではないか。いかがでしょうか。

○高木(玄)政府委員 国民義勇隊關係の閣議決定を見てまいりますと、この国民義勇隊は「都道府県毎に国民義勇隊本部ヲ設ケ当該区域内国民義勇隊ヲ統轄セシム。本部長ハ地方長官トス」ということでありまして、さらに別の閣議決定には「国民義勇隊の中央機構ハ特別ニ之ヲ設ケス」というふうにいたしております。

おそろくこれは各都道府県ごとにその組織化がまかされたというふうに思われるわけですが、非常にも意外に思われるのでございますが、この国民義勇隊が、いわゆる大きな都市において完全に組織され、国民義勇隊の活動に入っておりましては広島市だけなのであります。これはどういうわけであんなにおくれたのか、私も非常にわからないのでございますが、実際問題として私どもの調査したところでは、この組織化が進んでいなかったというふうになっているのでございます。

○大原委員 私が閣議決定を出してもらいましたその閣議決定の中には、昭和二十年六月の二十六日には国民義勇隊協議会という中央組織をつくりまして、会長一名、副会長一名、委員おおむね三十名で、そして義勇隊の事務局総長をつくりまして、一人勅任の事務局総長を選任いたしました。事務局次長も勅任ということで、数人の勅任を入れまして事務局の機構をつくっているわけです。

だから援護局長、それは論争しないが、あなたが言われた趣旨はわかるわけです。つまり戦争だからむちゃくちゃの閣議決定で動員していると思ふが、しかし、それにしても本土決戦ということになると、中樞部依存は、現地で空襲や艦砲射撃のときに対応できない、こういうようなことで全國民を動員したわけです。ですから、現地に重点を置いた。後にこれは六月の決定ですが、閣議決定で協議会を設けまして中央組織をつくられたわけです。だから六月の段階で、ばくはかなり全国においては国民義勇隊の組織があったと思うのです。

閣議決定はいま見てみますと、中身はむちゃくちゃです。男でありましたら六十歳未満、女性でありましたら四十五歳未満、これらは兵隊と同じようなこういう体制で、軍の命令下に本土決戦に備える、こういう趣旨のものであります。だから全国組織、協議会をつくられたということ。現地中心だけれども全国の協議会をつくられたという構想は、これは国民義勇隊の組織化が進んでいないからやったのか、あるいはそれがかなり進んだ段階で、中央での統制組織をつくられたのかというところになります。内務省との間における論争が続いたわけですが、これは私としては追跡のしかたが足りないのではないかと。これはやはりいろいろな新聞報道等を見てみまして、たとえば長崎に一人も国民義勇隊の犠牲者がなくて、広島にはこんなにあるというのはいくらもおかしいし、広島は軍都であるということもありませんけれども、それにしても東京などもこれがあるのではないかと、首都でありますから、ないのはおかしい、こう思います。

このことを議論するだけが目的ではありませんから、これは問題としておいておきましょう。いざにいたしましても、この方面の追跡は足りないうわけです。

そこで、国民義勇隊と旧防空法關係のことで欠落している問題を、これからお尋ねするわけですが、先般も指摘いたしました、昭和二十

年四月十三日の閣議了解で、内務大臣が本部長、次官が副本部長を——ずっと内務省を中心に都道府県それから市町村というふうに、それぞれ本部を設けた防空組織があったわけでありまして、これは昭和十六年に大改正をいたしました法律に基づくものであります。

そして、いまお話しのように、三月二十三日に閣議決定で国民義勇隊を設けまして、そして、警防団組織等を全部動員いたしました。国民義勇隊に編制がえをして、兵役法に基づく同じような、これは六月に国民義勇兵役法というのをつくっておりますが、閣議決定だけでやっていたのかねえ、う、こんなことは、ということ、おそろく義勇兵役法という簡単な法律をつくらした。これは六月二十二日に制定いたしました。これは陸海軍大臣の請願に基づくものであります。軍の所管であります。これを調べてみますと、もうござい

ますが、第一条は「大東亞戦争ニ際シ帝國臣民ハ兵役ノ定ムル所ニ依ルノ外本法ノ定ムル所ニ依リ兵役ニ服ス」義勇兵役法という兵役に服す、こういう兵役法に匹敵するような義勇兵役法をつくっております。

そこで防空關係法と義勇兵役法の二本立てになりました。義勇兵役法は軍が直接指揮をする、こつちのほうは内務大臣が指揮をするのですが、しかし、その背後には、軍隊が監督指揮をするということになったのですから、四月十三日の閣議了解で一体化、警防団と義勇隊との一体化を了解事項として閣議決定をいたしました。私

そこで、法制局に対して、この見解について私に再三にわたって質問いたしましたし、先般も質問いたしました。防空法關係の従事者は国民義勇隊との差を設けるといふような法制上の理由はな

い、こういう見解が示されました。

そこで、念のためにあらためてお聞きいたしますが、厚生省もその見解を政府見解として了承しておるはずであるが、いかがでしょうか。

て、吉國、当時の法制局長長だったと思いますが、吉國次長の答弁がございます。この答弁をちょっと読み上げてみますと、「この国民義勇隊として活動した者と、防空法のもと防空の実施に従事すべき旨の命令を受けて活動した者との間には、實質的には差はないというたゞいまの御指摘は、まことにそのとおりだと思います。また三月二十三日以後、この国民義勇隊の閣議決定がございましてからあとは、おそろく防空關係もこの閣議決定に基づいて実施せられたものと思ひますので、その關係で不幸にあわれた人に対しましては、現在の援護法の準軍属として取り扱われるべきものと法制上考えられます。」

さらに、四十四年の予算の分科会におきまして、大原先生のお尋ねに対して、同じ吉國政府委員が「御指摘の国民義勇隊として活動した者と、防空従事者として防空法によりまして下命を受けて活動した者との間には、實質的には差はない」という大原委員の御指摘は、まことにそのとおりであるというところをお答え申し上げました。」というふうに、重ねて答弁を確認しておられます。この点は十分承知いたしております。

○大原委員 大臣もお聞きいただきたい、出席の皆さんもお聞きいただきたいのですが、なぜ防空従事者がこの援護法の対象から抹消されたのか議論になったことは承知しておりますが、法制局の見解があつて——閣議決定で三月に出発をした。しかし六月には義勇兵役法で、法律で定めておる。そういう義勇隊の關係と防空法の關係は、法律上の權利義務の關係から言ふならば、國の權力の關係から言ふならば、同じようなものだという見解があるわけですが、同じようなものだという見解は準軍属に入つておるが、旧防空法の關係はなぜ入らなかつたのか、その経緯についてあらためて私はお聞きいたします。

○高木(玄)政府委員 防空従事者でございまして、これにつきましては国会におきまして四十年以後再々当委員會の決議がございまして、厚生省といたしましては、昭和四十二年に援護問題懇談

会というものを設けまして、防空従事者を援護法上に処遇すべきかという点について御検討願ったのでございます。その援護問題懇談会におきまして厚生大臣に出されました意見が、旧防空法の第六条ノ二の第一項の指定を受けた者、つまり防空監視隊員、これを準軍属として援護法上処遇するのに相当である、適当である。しかし、その他の者は、援護法上、防空監視隊員に比べて性格なり、勤務の態様等から見て準軍属として扱うのは適当でない、かような答申をいただいたわけでございます。

〔塩谷委員長代理退席、委員長着席〕

その答申に基づきまして、四十四年の改正におきまして防空監視隊員を準軍属にした、こういう経緯でございます。

それではなぜ防空監視隊員を準軍属として扱ったかということでございますが、防空監視隊員は軍の防空計画の一環となっており、軍の定めた法令により、基準によって行動することとされておりました。それから原則として勤務の態様は常勤である。しかも相当重い罰則がつけられた、こういった観点から、防空監視隊員は準軍属として扱うのに適当である。医療従事者等は、これに比べますと、性格なり勤務の態様は準軍属とするに至らない、こういう御見解であったわけでありました。

○大原委員 これは医療従事者、医師や歯科医師、薬剤師、助産婦、看護婦、保健婦、そういう医療従事者がどのような特別の訓練をし、どのように日常からの活動やあるいは警戒警報が発令された後の対応措置をとったか。たとえばここに写真があります。広島県防空本部救護班という腕章をつけて、かばんを持ちまして、きちっとしてやっています。あなたの言うように、そんなこと言ったら関係者おこりますよ。警防団もそうですけれども、いいかげんなことでやっていたとか、あまり大したことはなかったといったら大ごとです。職場をかってに離脱したならば、軍が直接やっていたのだから——ですから、そういうものではないわけです。そういうものではないのに、

これは欠落していたわけです。防空監視隊員は防空法で議論いたしましたから、そこだけは取り上げられたわけでございます。

防空監視隊員で準軍属として取り上げられたのは何名ですか。

○高木(玄)政府委員 防空監視隊員として遺族援護法によります給付をいたしまして、弔慰金が二十七件、遺族給与金の二十一件、合計四十八件給付いたしております。

○大原委員 地域別にわかっておりますか。

○高木(玄)政府委員 地域別にはわかりません。

○大原委員 東京空襲も入っておりますか。

○高木(玄)政府委員 入っております。ただし、防空監視隊員というのは、防空監視哨に勤務して、敵の航空機の来襲に際しまして、その方向なり機種等を監視しておいたわけでございます。おそらく防空監視哨は大本部のまん中ではなく山間部なり島嶼部に設けられておったのであります。東京空襲の分ももちろん該当すれば入っておりますが、おそらく東京空襲そのもので防空監視隊員の給付が出ていたことはないんじゃないかというふうに思います。これが非常に件数が少ないのは、そういう山間部に勤務しておいたためではないかというふうに思うわけでございます。

○大原委員 長崎県はどうですか。

○高木(玄)政府委員 いま申しました中の県別は、ちょっとわかりかねます。

○大原委員 なぜ防空法の犠牲者をこのように抹殺したかということですね。私はそれに関連して調べたことがあるのです。お聞かせいただきたい点は、この防空本部を日本が敗戦いたしましたしてから解散したのですが、いつごろ解散いたしましたか。

○高木(玄)政府委員 ちょっとわかりかねます。調査いたします。

○大原委員 私の調査によりますと、昭和二十一年の一月三十一日に防空法廃止としてありますから、その前に解散をしたのだらうと思えます。これはかなり前だろうと思えます。内務省が占領軍

によって廃止をされましたのは、齋藤大臣はよく知っておられると思うのですが、二十二年の十二月三十一日というふうに私の手元の記録にあります。内務省はやはり戦争中悪いことをたくさんしとおるから、占領軍が解隊命令を出したのだらうと思うのです。そこで、その前に防空本部は早々と解散をしておかないと、非戦闘員を権力で戦間に参加させたという点で戦争犯罪を追及される。そこでアメリカ軍が上陸いたしましたときに極東委員会その他において議論がなされるという情勢の中であった。したがって、そのことは、ずっと四十三年まで、あるいは援護法ができてから、この問題について議論があつたときも抹殺された、こういうことになるのではないかと、こういうふうに推定あるいは断定に近い事情があるわけでありまして、これはいかがでしょうか。

○高木(玄)政府委員 御承知のとおり、援護法におきまして処遇いたしておりますのは軍人、軍属、準軍属、この三つでございます。そして申すまでもなく軍人、軍属は軍を構成するものでございまして、戦間本務の遂行に当たっておったわけでございます。準軍属と申しますのは軍人、軍属に準ずる立場において戦争に協力させられていたということでございますので、準軍属として処遇いたしますためには、軍とのかわり合いが相当強い、あるいは法令等の強制力によって戦争に参加させられていた、こういう実態が必要であらうかと思うのであります。

そこで防空法関係の防空監視隊員につきましては、勤務がまさに軍と一体的に、軍防空の一環として、しかも防空監視隊員によりますと、防空監視隊員の業務というものは軍の定める基準に従って行動しなければならぬというふうに規定されております。それから空襲等の場合だけじゃなく平時監視に当たっていた。つまり常勤的狀態で、しかも業務違反に対しては重い罰則があつた。こういった点から申しますと、いまも申しますような準軍属として扱う実態があつたのじゃないか、か

ように思います。

たとえば警防団について申しますと、警防団の根拠法令は警防団令でございますが、警防団令には警防団の業務違反については罰則はございませぬ。それから警防団は軍防空の一環というよりも民防空、地方の防空組織の一環でございます。そういう実態を考えますと、軍とのかわり合い、罰則のないこと、そういったような点から言いますと、警防団員は準軍属として扱うのは適当でない、こういう扱いになったのじゃないかというふうに考えております。

○大原委員 あなたはよくわかってないんだ。防空法には罰則があるんですよ。防空法あるいは勅令、政令に基づいてやつたのは、たとえば防空監視隊もあれば、警防団員もあれば、医療従事者もあれば、隣組の地域防空もある。それが国民義勇隊の決定と一緒に軍の直接指揮下に入つて本土決戦に備えるような体制になった。これは私が今まで経過を具体的に説明したとおりです。

その中にはちゃんと罰則があるのです。隣組の防空活動をやつておつた人だって、個別的に従事令書は出ていなかったけれども、隣組防空組織に對しましては、ちゃんと包括的な名簿による包括的な命令が出ておつたわけなんです。それぞれの段階における本部長はあつたけれども、直接には軍が入つてきてまして指揮した。国民義勇隊を閣議決定して一体的に運営するという方針をずっととめたわけですから、その中では直接軍が指揮しておつたわけなんです。そこでかつてに所定の持ち場を離れた場合には懲役や罰金があるわけなんです。ですから、あなたが警防団はかつてな行動をとつてもいいとか罰則がなかったと言ふのはどうですか。

○高木(玄)政府委員 防空法には警防団という字句は一つも出ておりません。警防団なら、その設置の直接の根拠法令は警防団令であらうと思えますが、防空法で警防団がどういふかわり合いを持つかと申しますと、防空法の第二条に防空計画の規定がございまして、「防空計画ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣、地方官庁又ハ地方長官ノ指定

ス市町村長之ヲ設定スベシ」という規定がございます。警防団令によりまして、警防団が市町村の区域ごとに設けられまして、そして警防団令の第一条で防空という業務が課せられております。したがって、当然警防団は防空業務に従事しておるわけでございまして、市町村長が防空計画を立てる場合には、当然防空を行なうことになっております。警防団を防空計画の中の柱に据える、これは当然のことと思ひます。そこで、今度は旧防空法の第十二条に「行政官庁、市町村長若ハ第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計画ノ設定者ノ為ス防空ノ実施ニ従事スル者」「之ガ為傷病ヲ受ケ、」等々につきまして「防空計画ノ設定者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ扶助金ヲ給スベシ」とございします。

したがって、防空計画に基づく防空の実施に従事する者ということで警防団員がここに入つてまいりまして、防空法に基づく扶助金の支給対象になつてゐるという関係になるのでございまして、警防団員それ自体を防空法の中では一つも規定してありません。防空計画というものを通じて防空法十二条に基づく扶助金の対象になつてゐる、こういう関係だと私は思ひます。

○大原委員 そんな法律の解釈はないでしょう。つまり、防空法に基づいて防空計画をやるわけですから、警防団は勅令でやるわけですから、防空計画の中に警防団が中心にあるわけですから、それから施行令その他を見ても、やりましたら、やはり順位としては、ちよつと見出せぬけれども、防空監視員それから警防団員、それから医療従事者、ずらつと書いてある。それは報国防衛的なものや、あるいは隣組防空の問題等がある規定がずつと各号にある。それは確かにどこかの条章にある。

○高木(文)政府委員 先生のお持ちの資料の七三ページの防空従事者扶助令の第二条に列記してある、こういうことでございします。

○大原委員 それから防空法に基づく罰則、これは中身を言つてごらんない。

○高木(文)政府委員 防空法の罰則につきましては、第十九条に「左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス」とありまして、一号は「第六條ノ二第一項ノ規定ニ依ル勅令ニ従ハザル者」これが防空監視隊員に対する罰則であります。それから十九條ノ二の「左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ六月以下ノ……」(大原委員「第七條、第八條」と呼ぶ)第十九條ノ二の「第六條第一項若ハ第二項」「ノ規定ニ依ル勅令ニ従ハザル者」とございまして、第六條の第一項、特殊技能を有する者、つまり医療従事者であり、第二項の防空の実施について特別の教育訓練を受けた者、この者についての罰則でございします。

○大原委員 だから、それに適合するのじゃないですか。特別な訓練を受けた者でしよ。

○高木(文)政府委員 防空法第六條の第二項は「防空ノ実施ニ関スル特別ノ教育訓練ヲ受ケタル者」ということでございまして、警防団員一般をさしてゐるのじやございせん。「特別ノ教育訓練ヲ受ケタル者」というのは、警防団員の中でも特別の教育訓練を受けた者という趣旨でございまして、これは防空法に關する通達等を見ましても、たとえば「防空法等施行ニ關スル件」という昭和十六年十二月十九日、地方長官あての通達が出ておりますが、この中に「防空法第六條第二項ノ規定ニ依ル従事命令ハ概ネ警防団員、學校報國隊員等ニシテ特別ノ教育訓練ヲ受ケタル者ニ對シ必要ト認ムル場合ニ之ヲ為スコト」ということでございまして、警防団員そのものあるいは警防団員全員に対して従事命令を出してゐるのじやございせん。

あくまで警防団員の中の防空の実施について特別の教育訓練を受けた者に対して従事命令を出す、こういう法律上の規定になつてゐるわけでございます。

○大原委員 六條二項は「地方長官ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ防空ノ実施ニ關スル特別ノ教育訓練ヲ受ケタル者ヲシテ防空ノ実施ニ従事セシムルコト

ヲ得」とあるのですが、いまとの関連もありまして、この間の議論のように基幹警防団員である、一般の警防団員である、あなたはこういう考え方をだろうと思ふけれども、しかしこの文章は、あなた読み方が違ふんじゃないの。警防団やそういう集団に対しては、そういう隊に対しては隊長として特別の教育訓練をするんだという趣旨でしよ。それをより分けて、訓練を受ける者と受けない者をやることはないでしよ。

警防団は、消防団や、いわゆる消防的なもの、消極的なもの、当初そういうものを警防団に切りかえて國民義勇隊的な任務を与える、こういうふうになつたんだと切りかえていたわけですから、警防団——消防団といふのはなかつた。警防団になつておつた。警防団を差をつけて、特別の訓練を受けた者と受けない者との差をつけることが出来る。それはこゝの上では、そういうことが言えるけれども、実際には、警防団は警防団として毎日毎日団体訓練をやつてきたわけですから、それはだれでも認めておることじゃないですか。

○高木(文)政府委員 防空法と警防団員の関係はいろいろ調べたのでございしますが、防空法の六條の二項が設けられましたときの国会における政府委員の答弁にこういうのがございします。

「大体此ノ六條ノ第二項デ予期シテ居リマス点ハ、例ヘバ警防団ノ内部ニ於ケル所ノ団員デアリマシテ、相當防空ノコトニ關シマシテ教育訓練ノ徹底シタモノデアリマス点カ、或ハ今日監視員等ニ於テ行ツテ居リマス学生ノ消防隊ト云フヤウナモノ、或ハ學校報國隊ノ中デ特ニ防空業務ノ為ニ訓練ヲセラレタモノデアルトカ、サウ云ツタヤウナモノヲ大体予定致シテ居ルノデアリマス、サウシテはガ防空業務ニ従事スル命令ヲ受ケマシタ時ニハ、ソレゾレ防空要員ノ一ツト致シマシテ指揮系統ニ入リマシテ活動ヲ続ケルト云フコトニ相成ルノデアリマス」というふうに当時の政府委員が、この法律の改正のときの審議の中で述べておるわけでありまして、あくまで警防団の内部で特

別に教育訓練を受けた者に従事命令を出すのだというふうにしてゐるわけでありまして、警防団員全員について従事命令を出すという趣旨ではなかつた、かように思ひます。

○大原委員 これは昭和十三年から十六年のときの大改正のときの議論だと思ふのです。しかしそれ以降は、あの当時もそうだけれども、国会の議論はほとんど議論らしい議論をしていないのだ。全く総動員令ができるような情勢ですから、ほとんど授權立法です。ですから、その当時そういう議論をしたということは、終わりごろになつたら全然適合しない。

それから警防団員は、医療従事者もそうですが、一人一人に本部長である地方長官から従事命令書が出てゐるわけですから、また防空従事命令書が出ていない者と出てゐる者というふうに分けることが出来ぬと思ふ。昭和二十年に入つてからの措置において、一人一人従事命令書が出てゐるのです。それから隣組とか職場の防空といふのは包括的に出てゐるのです。名簿を出して隊に編成をしてゐるわけですから。そして隣組の防空その他を含めてさうだろつという警察庁の關係の私に対する質疑応答がある。警察關係や消防關係の質疑応答があるのですが、そういう隣組防空とか職場防空といふものに対して罰則があつて、医療従事者に対して罰則があつて、警防団は罰則がないといふことはないので、その中から防空監視員を出したり、いろいろな勤務をきめてやつたわけですから。

それは当時のことをかなり年輩の人はみな知つておるはずですから、一人一人に従事命令書が出ていたといふことと、防空法上の罰則以上のものの適用がないといふこととは、一年の懲役であるか、半年の懲役であるかといふことは別にして、警防団に罰則がないといふことは全然ないですよ、いかがですか。

○高木(文)政府委員 警防団を規定いたしておりますのは、昭和十四年の警防団令でございしますが、この警防団令は勅令でございします。それまで

の消防組規則を改正して警防団令をつくったわけ
でございまして、その警防団令によりまして
「警防団ハ防空、水災消防其ノ他ノ警防ニ従事
ス」というふうに防空の業務に従事するというこ
とが第一条に定められております。そして警防団
員につきましては「団長及副団長ハ地方長官、其
ノ他ノ団員ハ警察署長之ヲ命免ス」というわけで
ございまして、警察署長が団員を命じたり免じたり
する、こうなっております。そして警防団令そ
のものは罰則はございません。

○大原委員 そんなことはないですよ。国民義勇
隊法だって二年以下の懲役にしておるのですよ。
警防団は一体的にやっておるのだけれども、編成
がえをしたわけだけれども、警防団に罰則がない
ということはないですよ。法律の調べ方が足らぬ
ですよ。それはちゃんと権力で拘束しておるの
です。がんじがらめになっていきますよ。

○齋藤国務大臣 私ちよつと御説明申し上げま
す、私の記憶に間違いがなければこういうこと
でございます。

警防団令ができましたときには、消防組という
組織がなくなつたわけでございます。これは御承
知のとおり。すなわち警防団令というものは、い
わゆる組織法でございます。組織勅令でございま
す。組織をつくるという勅令であります。それ
が、その組織化された人がどういふことをやっ
たときに罰則になるか、それは防空法で定めてお
るわけなんです。その防空法で定めている罰則
は——組織に罰則があるはずはありません。これ
はだから警防団令には罰則がない、私はそのとお
りだと思つたのです。組織ですから。

そこで、その警防団という組織が、防空行動に
どう結びつくか。それはいわゆる防空法に基づ
いて防空計画をつくるときに、警防団の行動がそ
で律せられてくるわけでございます。それは法律
的にはそのとおりでございます。そこで律せられ
るわけで、その律せられる方の罰則があるのです
が、その防空法の罰則はどういうときにかかる
か。それは地方長官が防空計画の実施として指定

を受けた者が罰則を受ける、こういう法の体系に
なることは当然でございます。それは法の体系と
して当然のことでございます。防空計画に従事
し、そして違反行為があれば罰則を受ける。それ
は防空法で刑罰があるわけでございます。

そこで、先般来私申し上げておるのですが、私
はこの警防団を何とか道家族護法の中へ取り入
れる方法はないか、これは私の発想の出発点な
です。そこで、それを何とかしようと思つたのはどう
すればいいかと考えたのが防空法の第六條。そこ
で何とかという人たちの援護法の中で救済しよ
うとすれば、第六條の規定を活用するきり方法
はない。こういう結論なんです。という「地方長
官ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ特殊技能ヲ有スル者ヲ
シテ防衛、救護其ノ他防空ノ実施ニ従事セシムル
コトヲ得」というので、従事命令が出たならば、
間違ひなくその防空法の規定によつて救うことが
できる。そこで、さしあたりどういふ者がおるか
という、はつきりしておるのは医療従事者。医
療従事者は間違ひなく一人ずつ行つてはいるはず
でございます。それから、警防団員はそれじゃどう
か。警防団員は一括して行つてはいるはずはない。
これは法律にそのとおり書いてある。「特殊技能
ヲ有スル者ヲシテ」と、者なんです。一人一人に
行つてはいる。

そこでどんな者に行つてはいるであろうと、これ
からは推定になるのですが、幹部要員は指定して
行つてはいるはずだ、こう推定したわけなんです。
ですから、幹部要員というものがこの指定を受け
ていれば、私は間違ひなく第六條によつて救済さ
れる、そこまではわかるのです。これは大原先生
もそこまでは賛成していただけたらと思う。ところ
が、今度、そういう命令なんかはもつてない
じゃないか、あの当時。それは戦争のさなかであ
りますから包括的に、もう警防団員の下のはうは
町村で一括して包括的にやつておつたのじゃない
か、それもこれの中に入られぬかというものが大
原さんの御意見だと思つたのです。そうなれば、何
もかもみな入っちゃう、こういうことになるわけ

です。

そこで私の考えたのは、要するに個別的にやる
というたてまえではあります、ですから援護法
の中で適用するとなると、基幹要員として指定を
受けた者、これは援護法でやります、こういうこ
とになるんですが、その字句を入れたときの法解
釈として、包括的にやつた者も救済されるような
仕組みができればいいものであるかということ、先
般来私は大いに悩んでおるという話で実は申
し上げておるわけでございます。すなわち第六條
に基づき——言うなれば、私もとはつきり言
います。第六條に基づき特殊技能を有する者として
防空その他の業務に従事することを指定を受けた
者、こうしておいて、その解釈として何とかな
らぬかな、こういうところで思ひ悩んでおるんだ
ということを中村委員や大原委員に、先般来私答
えておるのございまして、まだ私も結論は得て
おりません。結論は得ておりませんが、そう思
ひ悩んでおるといふ私の心境だけをこの前申し上げ
たわけでございます。

それを大原委員は、包括的なものでみんな表
向きに入れろ、こうおっしゃると、第六條の規定か
らはそういう解釈は出ませんよ。せいぜい第六條
から出る解釈は、警防団員の中の基幹要員とし
て指定を——したくないか別ですよ。現実行
為はこれは指定し得るのです。ですから、そうい
うものの指定を受けた者ということではなく以外に
道はないのではなからうか。私はもう当初から私
の心境を語つてはいるのですよ。ということとどう
か御理解をいただければ、まあやり方は大原先生
と多少方法は違ふのです。結論的には何とかした
い、こういう心境であることは、非常に同情を
もつて御理解いただけたらと思うのでございます。

○大原委員 ただそれは、言うておる範囲のこと
についてはわかつておる。わかつておるが、それ
も一部分である。つまり警防団とか医療従事者、
防空監視員もそうですが、それは防空法上の権
利、義務の関係については、権力関係について
は、あなたのお話のとおりですが、警防団は一人

一人に対してやつぱり従事命令書が出てゐるので
す。署長という話があつたけれども、それは知事
の名前で出ておるといふふうに私は解釈してい
る。その例もある。医療従事者についてもある。
ひな形がここにある。写真がある。だから一人一
人に出てゐるのと、それから防空従事者の扶助令
もいつも出されるのですが、罰則を設けてゐると
いう扶助規定もあるわけなんです。そこで防空監視員
と、第二には警防団員、第三には防空法第六條第
一項の規定に基づく地方長官の命令により防空の
実施に従事する者、こういうふうにあるわけ
です。二番目に書いてあるのが警防団員です。

そこで個人個人に従事命令書が出ておるのは間違
ひないのであつて、たとえばこのうらはらの関係
を見るのには、国民義勇隊の事態が進んでいつた
あとをずっと初めから見ればわかるのですが、二
十年の四月の十三日に、「状況急迫セル場合ニ
シテ國民義勇隊組織ニ関スル件」というのがあつて
「一億皆兵ニ徹シ其ノ総力ヲ結集シテ敵撃滅ニ邁
進スルヲ為シ状況急迫セル場合國民義勇隊ハ左ニ準拠
シ之ヲ戦闘組織ニ轉移セシム」というのがあつた
わけです。一、状況急迫セル場合トナルヘキ地域
ノ國民義勇隊ハ軍ノ指揮下ニ入り夫々郷土ヲ核心
トシ防衛、戦闘等ニ任スル職軍隊ニ轉移スルモノ
トシ之ヲ戦闘ハ軍管区司令官、鎮守府司令官、
警備府司令官、司令官ニ依ル。右ノ為兵役法ニ規
定スル者以外ノ帝國國民（概年年齢十五歳以上五
十五歳以下ノ男子及年齢十七歳以上四十歳以下ノ
女子ト予定シ年齢以下ノ女子ヲ有スル母親等不適
格者ヲ除ク）モ新タナル兵役義務ニヨリ「兵」ト
シテ動員シ統帥権下ニ服役セシメ得ル如ク必要ナ
ル法的措置ヲ講ス」こういう閣議決定が四月にな
されておるわけです。

これは沖繩決戦ということ、本土決戦ですけ
れども、ですから情勢は非常に変わつてきて、何
でもできるような万能の軍の指揮下に非戦闘員が
参加するようになってゐるわけです。それを国民
義勇隊の組織の点については追跡のしかたが援護
局は足らぬけれども、それにしても、この警防団

というのは民防空全体のやっぱり中核部隊になっているわけです。隣組やその他に對しましてどんな指揮するような關係になっていて、そしてバケツリレーで屋根にのぼったりおりたり、はしごをのぼったりおりたり、そういうことをやっていたんです。警防団員が中核になってやっていた。これはまぎれもない事実である。

そういう言うなれば準軍隊的な組織下にあつたわけですから、罰則があるなどの議論は厚生大臣の語でしませんが、そういうことで、言うならば個人個人に命令書が出ておる問題については、これは私はどういう理屈をつけても差別をすることはできないだろう、こういうふうに考えますが、結論としては同じであつても、私の主張に対して御見解を明らかにしてもらいたい。

○齋藤國務大臣　法の解釈として私申し上げますと、個別的な、個人を指定して従事令書を、防空法に基づいて指定を受けた者は当然援護法の中で処理せられるべきものであると私は考えております。この点については、あなたと御意見は同じでございます。

ただ問題は、何らかの指定を受けたかどうか、それは別として、包括的に防空法の中の防空業務に従事せしめられたものをどうするかというの
が、そこに多少残るわけでございます。その辺を
どういうふうな法解釈でいくか、そこが悩みの種
である、こう私は申し上げておるわけでございま
す。

○大原委員　そこで、防空従事者について、なかなかずく従事令書が出ている者につきまして、いままで特に警防団と医療従事者につきましては、救済措置を特別支出金という形で、法律上の措置でとってきたわけですが、もう一回あらためて援護局長のほうから警防団員に対する特別支出金を出した者と、医療従事者に対して出した者の死亡、傷害別の全国の合計をひとつお答えいただきたいと思います。

○高木(玄)政府委員 防空に従事して死傷した警防団員につきましては、昭和四十四年、四十五

年の二十年にわたりまして自治省から特別支出金が出ております。そして傷病警防団員一人につき五万円が出ておりますが、これが四百六十八人、それから死亡警防団員一人につき七万円が出ておりますが、これを受けた者は二千百四十四人でございます。それから防空に従事して死傷した医療従事者に対しては、昭和四十五年度に厚生省におきまして特別支出金を支給いたしております。傷害特別支出金五万円を受けた方が四名、それから遺族特別支出金七万円を受けた方が百四十七名でございます。

○大原委員　そこで、特別支出金をいろいろな議論の中で一応出したわけでありますが、これによりまして人員はかなり掌握できるわけですが、それと大臣とこれ以上の議論をするつもりはありませんが、警防団員の基幹要員と非基幹要員を差別する、この中でより分けるといううなことは實際上できないと私は思っております。あなたは特別命令を受けたとか、あなたはできないとかといううなことはないと私は思う。それはできないと考えるのです。その結論だけ、これはあなたに言ってもいいかぬから政府委員に……。政府委員が事象を処理するのだから。

○高木(玄)政府委員 警防団員につきまして、基幹団員と普通団員に分けるといふ方針がとられたことは事実でございますが、今日におきまして基幹団員であつたか普通団員であつたかを識別することは不可能だと思います。また自治省が出来るに至つた、いま言った合計二千六百十二人の方のうち、基幹団員とか普通団員に分けてゐることはない、全部一体として警防団員として扱つてゐる、かように考えます。

○大原委員　そこで大臣、これはいままで原爆懸
係で議論してきたわけですが、原爆ということとな
なしに、焼夷弾と艦砲射撃等みんな入ってくるや
けです。ただし沖繩等におきましては、軍の命
で一緒に突入したり、被害を受けたりした人は
然戦闘参加ということで適用になっておりま
ね。軍属や準軍属の中にもございます。それは

実です。

そこで、いま申し上げました点については、理論上も実際上もいままでの経過から見て、今日ではおそいのですけれども、これは理屈の上からいっても、これは理屈の上からも無視できないことであるから、当然にこれは援護法を修正するという大臣のお話のように修正すべきである、修正して準軍属の中に入れるべきである、こう思います。これを否定する法制上の見解もないし、事実上の見解もないと思うのですが、いかがでしょう。

○賣蘇國務大臣　この問題につきましては、先般
來お答えいたしておりますように、法を修正し
てということまでは私は言っておりません。援護
法の適用の中で何とかめんどろを見る方法はない
だろうか、見るとすれば、こういう方法があるの
ではないだろうかということ、率直に私の心境
として申し上げておるにとどまっております。こ
れは、中村先生にも申し上げたとおり、心境とい
うことで常に私はやっておるわけでございまし
て、政府提案の法律を自分で私が修正するなど
ということはできるものでもございませんから、私
は心境を率直に語っております。これはどうか御理解
いただきたいと思います。

何とか援護法で救う道はないだろうか、救お
とすればこういう方法である。ところが、方法と
いうと今度は大原先生と意見の違ひのは、個別的
な指定はないだろうか――それは気持ちとは同じじ
んだ。そこで、私は、修正ということは申してお
りませんが、心境は、何とか入りたい。これはい
までも私の心境は変わりありません。はっきり申
し上げます。

○大原委員　齋藤厚生大臣にお情けをかけても、
おうとは思わぬわけだ。これは法律をもってちや
んと権利義務の關係においてきちつとやってお
じやないか。戦争犠牲者に対する公平な国の措置
じやないか。一自民党の考えではない。一厚生土
臣の考えではないじやないか。そのことを国会公
審議したではないか。こういうことを私は言っ
ているのだ。だから、援護法の対象となるというけ

論において一致したものであるから、援護法の中へ入れるということは当然ではないか、こういうことを言っているのです。あなたのお情けじゃないですよ。

あなたのほうは、この資料だって、政府が戦後隠し、隠してきたのだよ、この閣議決定を。総務局長官と官房長官の判があつて初めて極秘の文書を出したわけだ、最近になつて。しかも閣議決定の日付が間違つておつたのだ。いかにそこにつ、つごそこそとやつたかということがわかるのだ。

二十二日を二十三日と間違っていたのだよ。間違つた日の閣議決定を基礎として義勇隊を最初は適用しておつた。そこをばくが指摘したから、すぐ直した。国会の審議で事実が明らかに becoming、当然のこととして法の公平とか、つまり、国の権力によつて戦争に動員したことは間違いないのだから、その法律の理論については法制局が言つてゐるわけですし、事実については質疑応答したわけですから、それで明らかになつた以上は、法律を改正すべしということとは、当然の理屈じゃないか。そんな当然の理屈について、多数でやつたり、それから厚生大臣の一存でやるというようなことじゃないですよ。国会というものはそういうものではないはずだ、国会対政府の関係で議論しているわけですから。そういうことは許せない。いかがですか。

○齋藤國務大臣　私は、先ほど来たたびお答えを申し上げておるように、こういう方々については何とか援護法の適用の中に入れたいということこそ、あなたの御質問に答えておるわけでございます。法律をつくるということとは立法院のお仕事でございますから、それは国会でおきめになることでございます。私は、質問に答えて、何とか援護法の中に入れたいのですということをはっきり申し上げておるのです。十分その点は御理解いただけたらと思うのです。入れるにはどういう方式があるかということまで私は懇切丁寧に答えをいましておるつもりでございます。

○大原委員　何回も附帯決議等やって、法制局

の見解を求めながら議論をした。厚生省はなぜ大蔵省に對して、この援護法の改正についての予算要求をしなかったのか。きょうは大蔵省も出席しておるはずであるけれども、大蔵省にそういう予算要求があつたか。要求があつたものを扶殺したのであるならば、大蔵省の見解を明らかにせよ。いかがですか。

○高木(玄)政府委員 その関係については、厚生省としては要求しておりませんでした。

○大原委員 なぜ要求しなかったのか。

○高木(玄)政府委員 防空従事者の問題でございますが、実は警防団の關係と防空法との關係を先ほど来私御説明いたしました。いろいろの結末におつたわけでございます。特に旧防空法の六条二項による従事命令というものが現実に発せられたかどうかという点を調べてまいりますと、どうも当時の戦争下におきましては、そういう従事命令というものをいかにいろいろな強制關係が事實行為として行なわれておつたのじやなうか。してみますと、この六条の二項、これが一番警防団とつたつてくる規定だと思ふのでありますが、この六条二項の実態というものが私どもとして十分つかめてないという点に問題があると思ひます。

○大原委員 なぜかといへば、これは非戦闘員を、民間人を戦闘に権力で、軍が背景で巻き込んだ。そういうことが占領軍にわかつた戦犯として追及を受けるからというので、全部命令を出して資料を抹殺して、そしてこの勅令を、閣議決定を封印したのだよ。だから、この議論はタブーとして、占領軍はもちろん、情性としてやつてこなかったというだけのものであつて、こんな義勇隊の閣議決定が背景となつてむちゃくちゃなことをやつてゐる、そういう事象の中において、そんななまやさしいものではなかつたはずですよ。だから、そういう点については、大蔵省は先般の私どもの質疑応答で理解をしております、そのことはよくわかります、こういうことを答弁した。大蔵

省は理解しているかどうか、いかがですか。

○田川委員 ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○田川委員 速記を始めてください。

○大原委員 この問題はいままでの経過もあり、社労の委員会の決議もあることですから、国会の意思もはっきりしておることですから、いままでの質疑応答を踏まえて、理事会において責任ある協議をしてもらいたい。私は国会議員の審議権で議論をしておるわけですから、こういうままで過すわけにはいかない。ただし、きょうのこの事項については、私は保留いたしておきます。この問題については保留いたしておきますから、委員長から見解を述べてください。

○田川委員 ただいまの大原君の御発言のとおり、理事会でこの問題の話し合いをいたして決着をいたしたいと思ひます。

○大原委員 そこで、これはもう一つ置き忘れられた問題ですが、これは広島県竹原市忠海町の沖にある大久野島の毒ガスの問題です。この毒ガス島は陸軍の工場であつたわけですが、戦争中は大久野島というのを地図から抹消したわけですが、軍の地図からも、一般の地図からも抹消したわけですが、これは毒ガス製造の場所ですから抹消した。そこで、大蔵省の共済関係、旧令共済の關係、軍属の關係等も御出席をいただいておりますが、その工場で働いていた職員、労働者はどのような雇用關係の者、身分關係の者であつたか、この点をひとつまずお答えいただきたい。

○鈴木説明員 旧陸軍兵器廠でございます。忠海の兵器製造所に従事いたしました旧陸軍共済組合の組合員に對しましては、その業務を共済組合連合会が承継しております關係上、これに對する救済措置については私のほうで所掌いたしておりますが、従事いたしております身分關係の内容という点については、必ずしも私明確にお答えできる内容を承知しておりません。以上のとおりでございます。

○大原委員 陸軍が直接経営しておつた大久野島の毒ガス工場は、そこで働いてゐる者は原則としてこれは軍属です。軍属ですから、軍属に對する措置はこれはあるはずですよ。そこで、援護法の所管の総動員法その他の關係のそういう身分、命令で働いてゐる人があるはずであるが、その実態についてお答えをいただきます。

○高木(玄)政府委員 昭和十九年の八月に学徒勤勞令が出されました。以後動員学徒というのがある工場等におきまして、兵器の生産に従事いたしましたのであります。この大久野島におきましては、ちよつと昭和十九年の十一月ころから急遽本格的な風船爆弾の製造が行なわれまして、大體昭和十九年の十一月から昭和二十年の二月ごろまでこの風船爆弾の生産が行なわれたわけでありました。

おむねその時期と軌を一にいたしました。まづ昭和十九年の十月一日から昭和二十年の二月二十八日まで吉名国民学校の生徒七十二名が大久野島に行つております。それから昭和十九年十一月二十日から終戦時まで竹原高等女学校の生徒五十二名、それから昭和十九年十二月から昭和二十年二月二十八日まで三津高等女学校の生徒五十二名、それから昭和十九年十一月一日から昭和二十年二月二十八日まで瀬戸田高等女学校の生徒百六十六名、それから昭和十九年十一月一日から昭和二十年三月二日まで大衆国民学校の生徒二十四名、それから昭和十九年十一月十五日から昭和二十年二月二十八日まで忠海西国民学校の生徒九十三名、それから昭和十九年十一月二十日から昭和二十年二月二十八日まで幸崎国民学校の生徒四十九名。以上が島に入りまして、風船爆弾の製造に主として當たつておつたというふうに私どもの調査ではなつております。

○大原委員 大久野島は、これは大蔵省の關係ももちろんあるわけですが、大蔵省の關係は旧令共済で、旧軍のいわゆる工場等の軍属のあと始末をやつてゐるわけですが、それに対しては不足ではあるが一応措置をとつておいて、なお課題になつてゐる問題があるわけですよ。

そこで問題は、總動員法に基づく動員学徒等がここに動員をされておつたということでしょう。それで風船爆弾をつくつておつたので、毒ガスじゃない、こういうことをのどから手が出るくらい言いたいというような援護局長の答弁であるように私は推察をいたすわけですが、それは一体どれから聞きましたか。

○高木(玄)政府委員 この大久野島には東京第二陸軍造兵廠忠海製造所というものが昭和二年に置かれて、昭和四年ごろから毒ガスの製造を行なつてゐた、そして製造が本格的に行なわれたのが昭和十二年から十六年ごろ、この辺が最盛期だつたようでございます。そして昭和十九年七月には毒ガスの製造は中止されております。これは戦争当時のこの忠海製造所の所長であります山中山さんとか、当時の工務係長であつた向井さん、そういう人たちの証言によりますと、十九年七月には毒ガスの製造は一切中止した、こういうふう聞いております。

○大原委員 だから、できるだけ残酷なことや危険なことはやつておりませんということを山中山長は言うだろう。それは言うだろう。ただ問題は、あの島全体がかなり広い島で、いま国民休暇村になつておりますが、これは木は全部枯れておつたし、中に入つて働いてゐた人は工場で直接働かうが周辺におろうが、ホスゲンやイペリット等の毒ガスの影響を受けておる。こういうことはいろいろと事実が明らかになつておる。初めはいたことないと言つておつたけれども、だんだん明らかになつてきた。そこで十九年七月以降中止した、こういうふう言われておるわけですが、しかし肝臓とか移動とかという作業は残つておつたということもあるし、またやめたという、中止したということ自体が疑わしいという議論もある。いろいろなものをつくつておつたから、そういう議論もある。あるいは軽度のくしゃみや性の毒ガス等をつくつておつたという話もある。しかし、いずれにしても、私はそのことについては別の機会に議論をいたしますが、この忠海支

所の所長の山中元中佐が責任者であります。元軍属の場合には直接認定患者でなくとも、原爆のように認定患者でなくとも保健手帳をもらっている。医療については気管支を中心とする治療ができるような手帳をもらっているわけですね。それは十九年の七月以降であつても、その島に入つた人については健康管理を要するというところでござつておるわけですね。しかし動員学徒で入つた人が、かなり後遺症があつたというふうな自覚症状があり、近くの人も言っているけれども、これは放置をされておるわけですね。

法律的に言うならば、援護法の対象に、動員学徒であるから準軍属としての処遇を受けるはずである。その点について不公平があるのは、一般の軍属とあるいは徴用工、徴用工は総動員法で徴用されるけれども、本工として採用されるから、総動員法関係でも軍属になつておるわけですが、いまの話の動員学徒等においては差別があるということの問題については、どういふふうな考へておるか。

○高木(玄)政府委員 たいだいま先生仰せられましたとおり、動員学徒は援護法上は準軍属として扱われております。したがひまして、この動員学徒が動員学徒としての業務に島で従事しているに際しまして、その業務の遂行に關連して障害を受けた、あるいは死亡したという場合には、当然この遺族援護法によりまして障害年金なり、遺族の方には遺族年金が出るわけでございます。

○大原委員 大久野島で働いたことによつて現在にもし後遺症がある、こういうことだとすれば、あるいはその経過の中で死没をしたということが明確になれば、つまり因果關係が資料によつて立証されるならば、それに対しては援護法の適用をする、こういうことですね。これは非常にもっともらしい答弁であります。だけれども、これは裏返してみると、因果關係が明確でなければならぬ、こういうことですから、何もやらぬことにもなる。これは非常にいろいろな答弁であります。そこで、審査の経過についてお聞きしたいのであります。そういう因果關係が立証されるような方がおりましたか。

○高木(玄)政府委員 昨年の暮れに出でまいつたばかりでございますので、たいだいまこれについて下調査を実施いたしております。そのためには、当時の動員学徒の勤務の状況、それから当時の大久野島の内部の状況等を調べる必要がございますので、職員を島に派遣いたしまして、そういった關係の方々のいろいろのお話を聞いたたり何かしまして、たいだいま慎重に調査をいたしておるわけでありまして、

いすれにいたしましても、これに障害年金を支給するという態度をとりました場合には、援護審査会にかけて障害年金支給というふうな決定をいたすわけでございます。

○大原委員 毒ガスというふうなものによる汚染という特殊事情があるわけですね。そこで年数がたちますと、後遺症としてはひどくなつておる人もあるし、現象としては違つた現象になる人もあるわけですね。実際には、いまになつてこれを対象として取り上げるということは、おそいわけですね。これもやっぱり防空法の問題ではないが、毒ガスの工場というところで、できるだけ事態を小さくしよう、悪いことをしていない、こういうことを立証するために、資料を抹殺したり過小評価をしたりしているわけですね。時間がたつと、これは因果關係の立証は非常にむずかしいわけですね。ましてや死没者その他の問題についてもむずかしいわけですね。現象としては、医師の診断というものは、その点については直接間接に他の病気に

なつてゐる場合が多いわけですね。しかし、いづれにしても、後遺症として疑わしい場合においては、その人々に対してはやはり援護法の適用をするという観点で、いまになつてやるわけですから、そういう観点での適用をやるべきではないか、こう思いますが、いかがでしょうか。

○高木(玄)政府委員 先生のたいだいまの御趣旨を体しまして検討してまいりたいと思ひます。

○大原委員 ところで問題が残るのはどういふことから、軍属等につきましては健康管理のための手帳を一応全部出しておる。しかし、援護局の管轄にある動員学徒については、同じ場所ではないけれども、少年少女たちが働きました、これはないといふことになりまして、いままで一方の軍属のほうで旧令共済のほうで改善措置をとつたこと、この間に差ができるわけですね。援護法そのものの適用の問題とは別に差ができるわけですね。

○高木(玄)政府委員 現在のところ動員学徒に対しては健康診断はどうかというふうになつておるかと思ひます。広島県におきまして、これらの方々につきまして予算措置を講じておまして、広島大学の医学部に健康診断を委託しております。私もその健康診断の結果を県の方から知らせていたでいておる、こういう状況でございます。

○大原委員 それでは、動員学徒で、総動員法関係、援護法の關係のそういう対象者に対しては、そこで働いておる者は片方は、軍属や徴用工等は健康手帳を持つてゐるわけですが、こっちでも健康手帳を出す、そういうことですか。

○高木(玄)政府委員 動員学徒の方々に對しては健康手帳は出ておりませんが、先ほど申しましたように、広島県が広島大学医学部に委託して、健康診断を定期的に実施している、こういう状況にございまして。

○大原委員 健康診断だけなしに、気管支關係の病氣については毒ガスにたくさん接觸しておるというところで、片方は健康手帳が出ておる。原爆のような關係のものは健康手帳が出ておるわけですね。症状があらわなくても原爆の場合に於いては、範圍が広いところで自己負担分について出しておる。これは不徹底なんですから出しておる。そういう類似のことが軍属についても旧令共済の關係、大蔵省の給与課の關係でなされておるわけですが、この問題についていろいろ議論があつたのですが、一応なされておる。動員学徒のほうについてはなされてない。なぜかという、軍の關係は旧令共済の關係ではないと言つて逃げるわけですね。それは不公平じゃないですか。

○高木(玄)政府委員 援護法そのものにさういつた健康手帳を出す、健康管理をやるという制度が

でございますので、結局現在のところ県にお願いしておるというのが動員学徒についての実情でございます。

○大原委員 軍がやったのですよ、そのあと始末を大蔵省給与課は——私どもは法律をつくりなさいと言った、そうしますと、原爆被爆者特別措置法という名前の法律をつくるのならまだいいでしょうが、しかし大久野島の毒ガス、これは神奈川県にもあるのですが、大久野島の後遺症等、被害者に対する健康管理に対する法律をつくるというの、かつこうが悪いというわけだ、日本は毒ガスをつくったというのを法律で書くようなのはかつこうが悪いというわけ、行政措置であるから、県がやっておるけれども、国がカバーすべきじゃないか、こういう簡単な議論ですよ。

これは厚生大臣、聞いておってどうですか、ほうっておくのはあかぬでしょう。

○齋藤国務大臣 先ほど来のお話、十分承っておりますが、総理府のほうに各省連絡協議会等もございますので、そちらのほうで十分慎重に検討いたします。

○大原委員 慎重に検討すると言っているが、これはぜひやってくさいよ。

○齋藤国務大臣 慎重に検討いたします。

○大原委員 これはおかしいんですよ、やはり法の盲点ですよ。確かに盲点です。だから十九年七月にやめておったといつても、そのあとの人も運搬その他のことで空気接触その他する機会が多いわけですから、毒ガス島で働いておるそういう人々については、軍属については健康手帳を出したわけですよ。だから青少年、動員学徒に出さないというのはいかぬ、こういう議論です。しかも、大蔵省のほうに金を持っていて財政を握っているから、そういうことをやったわけではないのですけれども、原爆をにらみながら行政措置をやった。だから、それを動員学徒についてはやるという責任はないという、大蔵省や旧令共済のやるなわ張りでもない、権限もないというのです。

が、しかし、毒ガスをつくったのは国であるから、やつても何もふしぎがないと思うのですよ。

だから、厚生大臣もひとつよく大蔵大臣を説得して、手続上、そこへ予算を出しておいて、それを包んでやればいわけですから、そういうことも含めて国務大臣としてこれを前向きで善処してもらいたい、よろしくごさいませうか。

○齋藤国務大臣 先ほどもお答え申し上げましたように、この問題については、連絡協議会がございますから、そちらのほうでいろいろの問題を含めて十分慎重に検討いたします。

○大原委員 それで、あとの質問者もあるわけですが、前の防空法の関係、国民義勇隊の関係に戻りますけれども、戦争犠牲者については公平でなければいかぬですよ。しかし焼夷弾が落ちて、財産のところまでいけというこは言われないですよ。みんなが、ある意味であらうこちらに全国民が行っているわけですから。

しかし、事人命にかかわる問題については、援護に遺憾なきを期するということは、なお二十数年たった今日でも、国会としては、政治の上においては大切なことであるというふうに私は思いますので、きょうはそういう問題の発端となるべき問題について質問しましたけれども、この点はひとつそれらの質疑を踏まえて、国民の立場から不公平がないように善処されるように強く要望をいたしまして、保留分を残して、私の質問を終わります。

○田川委員長 田口一男君。

○田口委員 質問に入る前に、私はこの問題については初めてでありますから、基本的な問題二つだけ大臣にお聞きをしたいのです。

といいますのは、この法案の審議にあたって、実は率直に申し上げれば、たいへん複雑な気持ちを持っておるわけです。といいますのは、一つには自身の経験もあるのですが、私ごとで恐縮なんです、家内のおやじが戦死しておる。それからあとでまた申し上げたいのですが、ちょう

どこの法律が施行された前後に県の職員としてケースワーカーを五、六年やってまいりました。そういう実態、経験からも、なお複雑である、さいせんからいろいろと議論をされておりますように、この法律ができてから二十年たつ今日、なお十分でない、援護が公平にいていないのではないかという意見が私の地元でもたいへん強く出ております。そういうことや、さらにまた先ほども御意見がありましたように、いわゆる南方方面に遺骨が放置をされたままになってい

る。さらに別な観点から、内地における空襲などによって家財、人命を失ったその援護についてどうしてくれるのだという意見も強く出ておること御承知のとおりであります。

こういつたように、戦争が終わってから、もうかれこれ三十年になろうとしておる今日、いまだお十分な援護措置がなされていないという反面、これもまた御承知のように、四次防であるとかなんとかいつて、たいへんきなくさい話が多々出てきておる。こういつた状態を私考えますと、たいへん複雑な気持ちを持たざるを得ないので、私は、そういつたことを踏まえて、近い将来この法律というものがいい意味で必要なくなるというところが望ましいのではないかと。そういう意味合いから、いま大原先生からもお話がありましたように、ひとつ十分この法律の内容を充実したものに、近い将来にいい意味での法律が必要でない事態を迎えるべきだ、このように私自身考えておるのですが、そういう気持ちについて、ま

ず厚生大臣の所信といえますか、先ほど言われたような心境というものを、まずお聞かせをいただきたいと思ひます。

○齋藤国務大臣 戦争が済んで、すでにだいぶ歳月を経過しておるわけでありまして。そうした中にあって、私どもは、戦争の犠牲者に対する援護というもののについては、できるだけあたたい手を差し伸べるべきものである、こういう考えをもつて今日まで来ております。日本の今日の繁栄、平和憲法を国民が選択をした、そういう背景には多

くの犠牲者がおることを私どもは忘れてはならない。したがって、犠牲者に対しては、できるだけの援護をしなければならぬという考えで今日まで来まして、こうした法律は、国家に対して特別の関係のあつた方々についての法律でございますが、できるだけ援護の手を厚くするというところで努力をいたしておるわけでございます。

そういう中において、基本的な線は相当整備されてまいりました。しかしながら、遺族の中にはいろいろなこまかい問題がたくさんございまして、個人の生活において、その場合、場合によって非常に違う。そういうものを見るだけ、一つでも二つでも拾ってめんどろを見るようにしなければならぬ、こういうふうな考え方努力をいたしておるわけでございます。そういう意味から、毎年いろんな未処遇の問題、あるいは特別給付の問題、あるいはいろいろな年金の問題、こういう問題を改善をしておるわけでございます。ある意味からいえば、一日も早くこういう法律がなくても済むような社会になつてもらいたいという気持ち私は私そう思います。しかし、まだまだ解決されていない未解決の問題がたくさんある。そういう問題について、私は、一つ一つ拾っていくという以外に道はないのではないかと、このことで努力をいたしておるわけでございます。

いづれにせよ、国家繁栄の陰にある犠牲者の方々については、これで十分だということとはなかなか言えないと思ひます。したがって、今後一そうそういう面に努力をしていきたい、こういうふうな考えでおる次第でございます。

○田口委員 よくわかりました。

そこで、いま援護ということばが出てきたのですが、別にことばじりをとらえる意味じゃありませんが、社会援護という考え方について、先ほど申し上げた自分の経験から感じておることをずばり言つて、その辺の定義といひますか、扱い方をひとつお聞きをしたいと思ひます。

先ほどケースワーカーの経験を持っておると言つたのですが、ちょうど昭和二十六年、二十七

年、それから二十八、二十九、三十年ごろまでの間に私が扱った被保護世帯、生活保護ですね、大体八十二、三世帯あったのですが、それを大きく分けると、三つの世帯構成、それから生活保護を受ける原因というものが出てくると思います。

〔委員長退席、伊東委員長代理着席〕

その第一は、いままさういふことばがあるかどうか知りませんが、医療の単給から始まって併給という状態になつてしまふ。

その第三の問題は別といたしまして、第一の母子世帯の生活保護を開始する原因をさらに調べてみますと、一つには、その当時はこういう援護法がありませんでしたから、すべて生活保護法で包括しておつて、夫が戦死をする、子供が戦死をする、こういったことで収入の道がないから、結局生活保護を開始せざるを得ない。こういう世帯につきましては、母子世帯の中でも一つの類型として言えると思います。

それからもう一つの母子世帯は、引き揚げてきて、その途中で夫がなくなつたとか、それから戦争当時ありましたように、疎開ということで強制疎開をさせられて、おやじさんが軍需工場なりその他で都会に残る。妻と子供が縁故をたずねていながら疎開をする。そのおやじさんが空襲その他でやられて、身寄りといつても、あの当時ですから、そうそう生活が十分でない。結局生活保護の開始をする。こういう母子世帯の二つに、大別すると分けられると思います。

さらに、第二の老人世帯の場合にも、いま言いましたように、働き手が戦死したとか病死したとか、いろいろありますけれども、老人問題は別といたしまして、この母子世帯を考えますと、いまの時代と多少年齢的に違いますが、総額の十五は世の谷間、末の十五は世の盛りといった言ひ方があるのですが、いずれも子供が当時の小学校六年からせいぜい中学校一、二年、たいへん苦しい状態であつたことは大臣も御理解できると思ひます。

そういう状態の中で援護法ができて、昭和二十七年、それから二十八年に、これはたいへん悪いことばなんです、それを一つの理由にして生活保護をどんどん切つていく、廃止をする。このことはあつても申し上げるけれども、そういう状態の中で、母子世帯のうちの遺家族については、この援護法ができたことによって生活保護の分を切つてしまふ。自立をするといふことばを使うのですが、一応被保護世帯ではなくなる。ところが一方の母子世帯の場合には、そういう援護の措置がありませんから、依然として残るわけです。母子寮に入つておる。そういう母子世帯が自立する、保護を廃止するようになるのは、その子供たちが中学校を卒業して都会に働きに行つて、その収入を認定して保護を廃止する。そういう以外に自立の方法といふものはない。

この二つの例だけを考へてみますと、今日、援護法ができてから二十年たつたのですが、援護法だけではなくて、いろいろな社会援護の法制が、中身は別として整備されたことは、私も承知いたしております。老人には老人福祉法、心身障害者にはそれぞれの福祉法なり精神福祉法、また母子世帯については母子保健法であるとか、いろいろな法律ができております。

こういう社会援護という法制が、中身は別として一応整備された今日、この遺家族援護法といふものは一体社会援護という範疇に入るのかどうか。むしろ社会保障の政策の一環として社会援護といふことを考へるならば、この遺家族援護法といふものはどういふ位置を占めるのか。社会援護という一つなのか。それとも戦後処理の一連の法規として、この法律が独立して別に位置づけられておるのか。こういう点が、自分自身の経験からいつても、また今日いろいろな意見を聞く中で、どうも頭の中でわからない。その辺を、ただことばの上で整理をすればすつきりするといふものじゃありませんから、一応そういう法体系の位置づけを、社会援護なのか、それとも戦後処理の一環の法規なのか、こういう点についてどういふ

に見ておられるのか、その辺のところをひとつお聞きをしたいと思ひます。

○齋藤國務大臣 お話のように、戦後の荒廃した中であつて非常に大きな問題でありましたのは、母子問題であつたわけでございます。特にそれが、私も当時役所におりました関係上承知しておりますが、戦争によつて夫を失つた母子の方々が最初一番強く浮かび上がつてまいりましたし、それから、お述べになりましたように引き揚げられた方々、そういう方面の問題が浮かび上がつてきた。すなわち、戦争の犠牲者ともいふべき戦争未亡人といふことから始まつてきたわけでござい

ます。当時は、先生も御承知のように占領軍がおりました関係上、軍人、軍属を特別に扱うことはよろしくない、それはすべて一般社会保障の中でやるべきである、こういったふうな考え方から、そういうことは援護することはできなかったわけでございます。その後、要するに戦争の犠牲者のうち国と何らかの特別な権力関係にあった者は国家賠償的な考え方においてめんどうを見るべきである、こういう考えになり、その他の原因による母子、老人問題等については一般社会保障の中でいくべきである。現在においては、援護について二つの体系が存在すると思ひます。国家賠償的な体系と、一般社会保障的な体系と、二つあるわけでござい

ます。もとより一般社会保障体制が整備されてくれれば、国家賠償的なものもカバーできるかもしれませんが、しかしながら、諸外国との国においても大体の様子を見ますと、やはり国家賠償的な援護の体系といふものは行なつており、そしてまた残つておると思ひます。特に日本においては、戦争のいろいろな犠牲者が戦後二十数年たちまして、あの当時若かつた未亡人の方々が老齢に達し、老境に入り、寂寥の感にたえない気持ちがあるわけでございますから、私はいまの段階においてこうした国家賠償的なものをやるということはできない。いなむしろ、老境にある人々の寂寥を慰める意味においても、私は一つ一つ拾つて援護をして

いかなければならぬと思ひます。思ひますが、やはり大きな国の政策の一つとして考へてみるときは、社会保障の内容の充実、これに私は全力を尽くしていくべきだと考へております。

たとえば生活保護を考へてみましても、戦争の荒廃したあの中においては、やはりいわゆる扶助基準の算定等につきましても、マーケットバスケット方式を採用いたしました。その後はエンゲル係数を基礎とした、それから最近においては、通常の一般国民の消費生活といふものを頭に置くようになつてきた、こういうわけで、扶助基準一つとっても基本的な構想といふものは、やはり私は前向きに進んできておると思ひます。

ですから、私としては国庫賠償的な援護、これはやはり捨てるわけにいかない。と同時に、いなかしろそれ以上に、一般的な社会保障、これの充実のためには、いままさに一般の国民の消費生活の水準に近づけるように、さらに一そうの努力をしていかなければならぬのじゃないか、こう私は考へておるわけでございまして、今後ともそうした社会保障といひますか、一般人としての取り扱いといふことをさらに一そう強化していく、これは必要であらう、かように考へておるものでござい

ます。○田口委員 私は、いままで社会援護ということについての法律論といひますか、そういったことについて議論をする気持ちは持つておりませんが、いま大臣おっしゃつたように、一般的な社会保障政策といふものを中身をもつと濃くしていくな、このためにお互いに大いに努力をしなければならぬといふことは論をまたないと思ひますが、そういう意味合いの中で、いまいったように国との関係でこういう遺家族、それから準軍属、いろいろな方にまで範囲を及ぼしていかなければならぬ、そういう気持ちはわかるわけですが、そこで、今度はやや具体的な問題に入りたいと思ひますが、今回再度交付をされます特別給付金といふものの性格について、私はこれはけし

らぬとかどうとかということじゃありませんから、そういう意味でお聞きをいただきたいのですが、当初昭和三十八年ですか、十万、二十万出された、あの特別給付金の制度については、私はこれを肯定をいたします、金額ということは別にし

てです。　　こういう話があらたなわけですね。先ほど申し上げたように、生活保護の廃止をする。一片の通知じゃだめですから、その前月にそういった母子世帯を訪問をするわけです。おたくは今度援護法の適用になって年金をもらい、当時収入の認定には給付金が入りませんでしたけれども、そういったものが入ってくるのですから、生活保護を来月から切りますよ。そうすると、その戦争未亡人という言い方はおかしいですが、それの方々が私に言うには、あまり事情じゃないか、おやじが生きておたら生活保護なんか受ける必要はない、それが無理やり召集をされて戦死をしましてから生活保護を受ける。その戦死をした者についてこういうものが来たんだから、生活保護と給付金とは別じゃないか。それで生活保護を切るなら、死んだおやじを返せということ、私は行く先々でそういう世帯の方に言われた経験を笑は

持っております。　　そういう意味合いからいえば、この四十七年に受けた大臣の私的審議会の給付金に対する意見、そこでも述べておりますけれども、こういう方々に対する精神的な慰謝料、慰謝料といえは

ないか。

だから私は、これはやめておけというところまではなかなか言い切れぬのですが、そういう気持ちがある反面、今度またそれが増額になって国債が交付をされるのですが、新しく認定になった方についてはまた二十万ですね。三十八年に交付したと同じ金額の国債を交付するということになる、この審議会がいつておるうちに、物価がだんだん上がってきた今日の情勢に合わないから、従来の二十万を六十万にするんだ、こういう増額の気持ちは、それを認めた限りではわかるんですけれども、新たに交付を受ける者について三十八年と同じ金額というのは、ちょっとその辺矛盾があるんじゃないか、出すということ前提にして

一応十年ということ切ってみて、そのときの時点において、やはり遺族の方が喜んでいただける方式でないと意味をなしません。そういうようなことで、十年たったときにはもう一回考えてみようじゃないか。恩給扶助料のかき上げという形でいったほうがいいのか、年金という形でいったほうがいいのか、あるいはこういうような交付公債という形でいったほうがいいのか、あるいは十年たつたときに、ひとつ考えてみようではないかというところで、実はこの制度をつくるときに初めから再延長はしないというふうな考え方ではなかったわけでございます。

したがって、来年になると、もうそろそろ十年になる。遺族の方々の気持ちはどうだろうか、やはり年金という形にしてしまつたらどうだろうかというところ、実は昨年意見があつたわけですが、あるいはまたこのまま金額を改定して再延長するやり方もいいかなというところも考えました。しかし、役所側がどちらにしようということはいろいろきめるのもどうであらうか。やはり遺族の方々の御意見も聞いてみたらいいだろう、こういったような意味、それから専門学識経験者の方の御意見も聞いてみよう、こういうことで昨年、厚生省に懇談会をつくらせて御意見を聞いて再延長しよう、こういうことになったわけでございます。

○齋藤国務大臣 特別給付金についての御尋ねにお答えいたしますが、実はこの制度をいまから十年前に私も考えましたときには、戦争で夫をなくされた方、そういう妻の座に対する一つの敬意と申しますか、感謝といえますか、感謝と申しますか、子供をなくした父母に対する慰謝、そういったふうな気持ちを何とか法体系の中であらわす方法がないだろうかということで議論が出たわけでございます。

したがって、当初から十年で打ち切るという考えはありませんでした。率直に申しますと十年で打ち切るんだという考え方はなかった。いな、むしろ年金という形でいったほうがいいのか、こういう交付公債という形でいったほうがいいのか、その辺でも一回意見を聞くとかしないといさしあたり十年刻みの特別交付金という制度にしようということになったわけでございます、そのいきさつなり、私もその当時やりました気持ちをどうか御理解いただきたいと思います。

○田口委員 この特別給付金の問題はいまも御話でございますように、言うなれば、いわゆる言いがたしということはあると思うのです。その辺は私も理解できます。しかし、三十八年に当時の交付公債二十万もらつた。それから今回新しく範囲が拡大された。三十八年四月一日以降に死亡された方もまた二十万。私は下世話な話をするのですが、当時二十万の交付公債をもらつて毎年二十万ずつ利を郵便局に行つてもらつてくるわけですね。まあ私の女房のおふくろなんかは、いい小づかいという意味で、その当時は二十万円という金額ですから年に四回ですか、ところが十年たつて物価ということ考えたときに、第一回の利札の二万円の金額と最終の十年目の二万円の利札とは、二万円には遠くないけれども、金の値打ちからいいたら一万円くらいしかない。これは残念ながら事実なんです。

ですから、いま言われたように、年金という額で今回四十六年、四十七年の公務員のベースアップ二・三・四％を導入するというような考え方が一方であることは認めますけれども、いわく言いがたしの特別給付金ですから、すっきりしないと思うのですが、今度の六十万の交付公債をもらって受け取るのですが、十年たった五十八年の六万円というのは三万円ですね。そうすると、新しく認定された二十万の方の利札二万円というものは、同じ率で減価していくのですから、その辺は一緒じゃないかと言われるかもしれませんけれども、やはり新しく認定された——認定されなかった理由というのは法の不備によって認定されなかった、はつきりいえば、それならば、新しくスタートする交付公債についても、二度目の六十万と同じにしてもいいじゃないかという気持ちをわかってもらえらると思うのです。

一方で恩給にはスライドをやった。これもいいじゃないかという理屈もある。しかし現実には交付公債をもらう側の人は、毎年毎年もらって、それが小づかになり、若干家計の補助になる。新しく認定された者は前例により二十万。どうもその辺のすっきりしないことを解消するためには、国債の制度からいって、その物価の状態に見合せて利札の六万円を十万円にしようというのはむしろいいでしょうけれども、そういうことが何らかの方法で考えられないのか。この辺、くだいようですが、もう一ぺんお尋ねしたいと思うのです。

「伊東委員長代理退席、委員長着席」

○齋藤國務大臣 私には田口委員のお気持ちほんとうにわかります。そのとおりだろうと思うのです。十年前の二十万円と今日の二十万円とだいぶ違います。しかし、この制度はむしろ一時金のよくな公債だ、こういうふうにお考えいただきたいと私は思うのです。一時的に十年間これで慰謝と申しますか、妻の座に対する感謝料として受け取っていただきたいということなんです。

そういう気持ちで実は出発しておるわけでござ

いまして、一時金的な性格であるといったような意味合いもあります。そういうふうなことで、私はお気持ちとしてはそのとおりだと思うのです。しかし、そういう方々もありませんが、それじやいまでもらったおつた方々についても、十年間すっかり変わっておるわけですから、物価なり所得なり全部三倍以上、恩給だって三倍もふえている、こういう時点でございますから、私はそういうことは免れないと思います。しかしお気持ちは十分理解いたしております。

○田口委員 そういう問題は理解をさせていただくということだけでは済まないのですが、じゃ、今回範囲拡大によって二十万の交付公債を受ける方法について、二十万という金額をひとつ検討してもらいたいという要望をして、次の問題に移りたいと思います。

さつき少し話をいたしました、母子世帯のうち第二の分類、おやじが空襲でやられた、それから引き揚げの途中に死んだ、こういった母子世帯を救う方法がないか。実は先ほど大原先生のお話にあったように義勇軍の問題、防空法の問題など、いろいろその辺に出てくると思うのです。私はこの問題については深く入りません。

ただ、そういった経験を通して厚生省できょう実ははつきり約束してもらいたいと思うのです。最近各地で、昭和二十年八月までに空襲を受けた都市が相当ありますけれども、空襲を記録する会であるとかなんとかいうのが、私の聞いたところでは全国三十三カ所、そういった組織ができ

ておるそうです。三重県の津市もごたふんに漏れずやられました。このほどそういう記録する会が誕生いたしました。そういうことに関連をして、これはいつか新聞で、厚生大臣も呼ばれまして、そこで善処するというふうな話を見たのです

が、民間の戦災犠牲者の救済方法についていま相当に高まっております。これは東京都戦災死者遺族会の方からもらった資料なんです、空襲によって死んでも障害者になっても、何ら援護の対象になっていない。ところが空襲によってど

だけ死んだのか、空襲などによってけがをした方なんかはどれだけの数のか。これはいまのところ公式な場で全くつかまえていないということなんです。

一体厚生省のほうでは、戦後二十何年たった今日、こういう問題の調査は、さつきもお話があったように、占領軍のそういう恩恵から調査をすることを禁止をされておつたんじゃないかという推測もできるんですが、ひとつぜひとも調査をしてもらえないだろうか。すでに昨年の十二月に、愛知県では県議会がこの問題を取り上げて、桑原愛知県知事がこう言っておるのです。この問題は全国的な問題である。国に対して救済の立法化を要求したい。また全国知事会議でも内々問題になつてゐるので、知事会会長として問題を提起したい。さらに民間戦災障害者の実態の調査をする、こういう答弁を県議会でもやっておられるので

す。まあ調査をして、調査をしたからすぐに戦災犠牲者を救済をするという、私はそこまでせつからには言いませんけれども、先ほど申し上げた母子家庭のそういう例からいって、何らかの救済と

いうことを、交付公債を出してそれで慰謝するとか、いろいろの方法があると思うのですが、立法上の問題は別として、こういう戦災犠牲者の調査というのをやってみよう。そのやる意思があるかどうか、その辺きようはひとつはつきりとお約束をいただきたいと思うのです。

○齋藤國務大臣 実は戦災者全般についてはありませんで、身体障害者の問題について、私一言要望を受けております。戦争によって非常なけがをした、そういうふうな人たちが、現在の身体障害者福祉法その他によって十分な援護を受けてないといふたふなことから、身体障害者について

実態を調べてもらえぬだろうか、こういったふうなお話がございます。同じように愛知県にもあつたようでございます。

ざいまして、実際できない、私ははつきり申し上げておるわけでございます。すなわち、その空襲によってどういふけがをしたか。もう戦後二十数年たちまして、人口の移動は急激に行なわれておりますし、そのたとえば四日市で空襲を受けても、いま四日市に住んでゐるかどうかともわかりません。よそに動いておられます。それと、証明する手段もない、こういうふうなことで、私は全国的な戦争による身体障害者の実態を調べるということとはできない。しかし、ある地域において、サン

プルの的に実態がどうなつてゐるかということ、愛知県の名古屋市中でやろうなんという計画もありますから、これはなかなかつかめな

い、どういふ実態になつてゐるのか、サンプルのにひとつ調べてみようかといったようなことは、いまのところ考えておるわけでござい

ます。それで、いまお尋ねのような戦争によつてい

んな被害を受けた方々の実態というものを全国的に調査する、これは私は言うことは簡単でござい

ますが、これはなかなかできないと思つたので、実際の調査としてできないんじゃないか。何かい

ざるを得ないのではないか、こういうふうに考えております。

この前も私のところに見えた方々には、家を焼かれた、死んだ。なかなかこれはわからぬのです、ほんとうをいいますと。その個人個人にはある程度わかつてるものもあります。しかし全国的にこれを正確につかむ、これはできませんよということ、私もそれははっきりと申し上げておるわけでございまして、お尋ねの、御質問のそういう点については、戦後三十年もたった今日、實際上むずかしい問題ではないか、こういうふう

に考えております。

○田口委員 むずかしいということ、私も二、三これにタッチをしてわかるのですけれどもね。私いまから言うのは、中都市、三重県の津の例です。東京、大阪、名古屋なんかと比べれば、これは比較にならないと思うのです。しかし、この中都市である三重県の津でやった一つの例を申し上げると、もうあれからだいぶ年の限がたつておるんですから、じかに経験をした人たちは大体五十年配の上の方ばかりです。そういう方々に呼びかけて、それぞれを求めて当時の写真や地図、各種の記録を集めて、いまは走り回っておるわけなんです。その結果わかったのは、これは一つの例ですからにすぎませんが、二十年の四月七日に、午前十一時半、市内の神戸国民学校に小型爆弾十八発が投下され、三十一人が爆死したとか、こういう中都市ですから比較的密集の回数が少なかった、死んだ数もたいしたことではないということ、こういうことがわかるのですが、そういうものを国が各府県、市町村に依頼をしてやろうとすれば、これはつかめるんじゃないか。ただ問題は、つかんだその結果、いま大臣心配をしてみえるように、実はこれこれの死者がある、これこれの障害者がございまして、その障害者の生活実態はこうなっております。そうすると、これについて遺家族援護法と同じ精神から、国家で何らかの補償をしなければならぬだろう、こういうことになるにきまつておるんじゃないか。そう

いうことになるから、ひとつ調査はむずかしいということになるんじゃないか、まあうがった考えを言えば、しかし、私はそういう点を前提とほんとうはしたいんですが、やはり一番初め大臣が基本的な考え方を申し述べられたように、結局二度と戦争をしない。非戦闘員まであいつうような状態になったということ、この責任において、二十七年、二十八年にたつた今日調査をすること自体、今日の意義があるのではないか。こういう点で、たいへん困難が伴うと思うのですが、ひとつ調査はぜひともやってもらいたい。このことをお願いしたいわけです。

○齋藤国務大臣 もう私が申し上げるまでもなく、戦後数十年経過いたしました。戦争の悪夢というものはもう忘れた。これは私はみんなの心境だと思っております。犠牲といえば、まあ全国民が犠牲者なんです、これはほんとう言いますと。軍人ばかりではない。これは全国民が何かしら犠牲を払って、戦争に対する批判は別として戦ってきただけでございまして。そこで、いまそれを調べてどうするんだ、こういうことに私はなると思うのです。身体障害者のような方々は身体障害者手帳を持っております。そこで私は戦争でこうなった人だけれども、援護は少し足りないんじゃないか。具体的にいくと、援護は少し足りないんじゃないか。具体的な出てくるんですね。それも全国的に調べるといことは実際できません、証明がないのですから。私は戦争のためにこうなったのですという、裏づける、証明をする人がだれもない。そこでサンプリング的に人口の移動の少なかつたようなところでは、あるいはできるかなという感じを私は持つて、要望に、その部分についてはお答えをしたことがございまして、戦争全体について、家を焼かれ、一家離散し、死亡し、障害を受けた。なかなかこれは——わかるのですよ、話は。私は非常にわかります。先生のおっしゃることはわかります。そういう苦しみ、二度と戦争はしたくないという気持ちからいっても、その実相を記録的にでも調べておいてもらいたいだろう、これは私はわかります。

しかし記録的に、それは全国民の方々に非常な御努力を願つてやることは、実際にできるかどうか。それだけの理由でできるかどうかというところになってみますと、なかなかこれは実態上やろうとしても、やれないんじゃないか。やっぱりその結果、家を焼かれた者にはどうする、死んだ者にはどうする、それなら協力しよう、これはわかります。ところが、ただ記録的にいうことでございまして、せっかくの御意見を交えての御質問でございまして、實際上、困難ではないか、こういうふうには私は考えておる次第でございまして。

○田口委員 くだくは言いませんが、そういう記録にとどめるといふことに今日の意義がある。ずばり言つたら、それ以外に先ほどの社会援護という観点から、こういった方々にも国の責任で、戦後処理の一環としてやるべきじゃないか。これは当然言いたいところなんです。それを援護する具体的な立法措置としては、先ほど大原先生からお話があったように、防空法であるとか何であるとか、国家権力とかかわり合いがどうしても中心になってきますから、その辺は、大原先生の御意見をひとつ十分に検討してもらいたいということ、これは終わります。

二つ目は、今回の改正によって、勤務関連傷病による障害者の処遇ということで、いわゆる日華事変での文官、軍属といったものが新しく範囲拡大されるのですが、これに関連して、二、三具体的な事例を申し上げて、ひとつ善処を要求したいのです。

すでに勤務関連傷病として四十六、四十七年などの法改正によつてはつきり範囲が拡大された軍人、準軍人であっても、日華事変と大東亜戦争では、当時の呼称に従つて大東亜戦争という表現を使いますが、むしろ日華事変のほうが、軍人、準軍人にしろ、文官にしろ、軍属にしろ、大東亜戦争のそれと比較をすれば、勤務関連傷病というところははつきりつかめる。これは御存じだろうと思うのです。

あつて、予備、後備は、召集をされた場合、即日帰郷というのがありましたね。ちよつとどこかからだに故障がある。だから、勇躍駅頭で送られたけれども、こそこそ帰つてこなければならぬ。さらに、入つて一週間ない十日なり、勤務に耐えられなくなつて精神病になつたり、結核になつた場合には、当時はまだ軍病院が完備しておりましたから、たとえば三重県の例でございますと、歩兵三十三連隊に入隊した場合、即日帰郷じゃなく、一週間後、十日後に、どうも頭がおかしいというふうな応召者に対しては、当時の久居陸軍病院、神原というところに精神病の専門の病院があるのですが、そこに入れる。そこに入つた人は、勤務との関連で精神病になつたんだ、また結核になつたんだということで、カルテなんかでいまも記録されておるわけです。これははつきりわかる。

ところが、大東亜戦争ということになって、昭和十六年十二月八日以降——十六年、十七年は日華事変の延長ということで、その辺はまだ整備をされておりましたけれども、特に昭和十九年末から二十年にかけて召集された者については、即日帰郷というものはほとんどなかったわけです。指が四本切れるとか、足に少々の障害があつても、全部そのまま編成をして、野戦は行けませんから、海岸方面の防備隊に配属をする。そこで精神病になる。こういう方々は、日華事変の当時のように、発病してから軍病院に入院させようというふうなことは全くなされていなかった。そして八月十五日に終戦になつて復員をした。当時はああいう状態ですから記録も何もない。そういった方々が勤務関連傷病ということで死んだり、いまなおそういう病気で苦しんでおつても証明するすべがないわけですね。

ですから、今回これを拡大したということについては私は異議を唱えませんが、むしろ四十六年、四十七年あたりに、はつきりとした勤務関連傷病については、実際に厚生省として救い上げる——援護審査会あたりでは相当目こぼしとい

いますか却下したものが多いいんじやないか。ですから、今日まで、概数でけっこうですけれども、勤務関連傷病で、軍人、準軍人などで障害年金、遺族年金、さらには弔慰金なんかの申請をして、大臣がこれを却下と裁定したものは何件くらいあるか、申請件数と却下裁定件数についてお聞きをしたいと思っています。

○高木(文)政府委員 ちよつと勤務関連だけを取り出して調査した資料はないようでございます。

○田口委員 では、勤務関連にせよ、全体の場合にはどうなんでしょうか。

○高木(文)政府委員 これは四十七年十二月末現在の遺族援護法によります障害年金の裁定の状況でございますが、軍人、軍属、準軍属合わせて六万四千三百十件受け付けております。このうち可決されたもの、つまり障害年金受給者ときまりまして障害年金が支給されている者は五万九千二百五十一名で、申請に対する率からいいますと九二・五％が障害年金を受け取っております。却下されたものは四千七百九十六件でございます。却下率は七・五％ということになっております。

○田口委員 率でいえばわずか七・五％なんです、この四千七百九十六件、七・五％に限っていった場合、その却下の理由を、私、ちよいちよい、それぞれ該当する方から聞いておるのですが、精神病、結核、こういった勤務関連傷病が多いんじやないかと私は思うのです。その一つの例を申し上げますと、申請をして、すでに却下をされたのですが、これは精神分裂症で、勤務とはどうも関連しない、こういうことなんです。ここでそういったことをこまかく取り上げるとまはないうのですが、他の例を聞いてもほとんどが、昭和十九年の末から昭和二十年の初めに召集されて、それで軍隊におつて、即日帰郷にせよ、そのまゝほうり出されて復員をした。当時ふらふらして、あの当時はまだ強制措置というようなことがございませぬから、いわゆる座敷牢のようなところに閉じ込められて大半は死んでおるのです。そういう方が四千七百九十六件、七・五％の大半

を占めるんじやないかと私は思うのですが、その辺のところはどうなんでしょうか。

○高木(文)政府委員 内容を分析してみないとわかりませんが、おそらく却下したものは、公務による傷病でなかったというケースが多いんじやないか、それから障害の程度が障害年金を支給するほどではないというふうな認定された、そういうケースが却下件数の中には多いんじやなからうか、かように思います。

○田口委員 却下の理由をそれぞれ調べてみなければわからぬと私は思うのですが、この援護法の立法の精神からいって、小指一本とれても、これは障害になつて対象になりますけれども、多少でも心身に障害をこうむつていたら、あの忌まわしい戦争に参加をしなかつたら、そんなことにならなかつたという気持ちはあると私は思うのです。その他の防空法とかなんとかいうことは、私は一応認めますよ。ここでいま指定されておる軍人、軍属、準軍属、この限りの中で、戦争に関連し、それによつて何らかの障害を受けたということであれば、それは援護法の対象にすべきじやないか。ちよつとすりむいた、まだそこにあざが残つていてというふうな、程度の問題はあつたのでしょうけれども、その本人にとつては重大なショックを受けておるわけですから、ましてや精神病なんかという場合に、往々にして勤務関連とはなりがたい。

ですから、勤務関連になりがたいといつて却下するのではなくて、いま私が申し上げたような法の趣旨からいくならば、当然にこれは申請を受理して、それぞれの項目に当てはまる援護の措置をすべきじやないか。ですから、九二・五％というのじやなくて、九九・九％くらいまでは援護の対象にすべきだ、こう私は思うのですが、どうも援護審査会というところでは公務災害と同じような考え方で、特に精神病、結核については勤務関連がないといふことで却下されておる。その不満というものは、その遺族の執念といつてもいいのですが、たいへん強いものがあるわけでは

です。今後は他の分野についてこの援護法を波及、拡大をしていくことも大いに必要でありますけれども、直接的に軍人、軍属、準軍属で、そういう却下になったものを積極的に、ことばは悪いのですが、拾い上げる、申請があればそれを大いに裁定をしていく、こういうことが必要なのじやないか。その点についてひとつはつきりした御見解を承りたいと思います。

○高木(文)政府委員 ここで勤務関連傷病と申しますものは、当時の軍隊等の勤務の態様からいいたしまして、勤務の影響が否定できないと考えられる傷病でございまして、具体的には勤務従事期間中にかかりました肺結核、精神病、こういったものが勤務関連傷病になるわけでございまして。ただいま御指摘がございましたように、終戦直前の傷病等につきましては、当時の状況でございまして、はたしてそれが隊中に罹病したのかどうかということの直接的な証明がないというケースが相当あるかと思ひます。しかし、そういったものににつきましても、復員、帰郷後に受診いたしました医師のカルテ等によりまして、総合的に判断いたしました上で隊中の罹病が推定される者については、やつてまいりたい、かように考えます。

それで、こういった障害年金の審査にあたりましては、ただいま先生の言われたようなお気持ちには十二分に休してまいりたい、かように思ひます。

○田口委員 私は、これは執念ということを聞かされたものですから、名前は言いませんけれども、一例だけ申し上げたいのです。

終戦まぎわになつて召集されて、海軍の嵐部隊の基地隊員として四国方面におつたらしいのですが、召集になったといつても、終戦まぎわですから、一カ月か二カ月だったと思うのです。そのまゝ頭がおかしくなつて終戦になった。ああいう当時ですから、勤務ということも記述のある状態はなかつたと思うのですが、軍医的的確な治療方法もなく、帰郷させるといふこともせず、そのまま入隊をさせておいて、それで敗戦になった。そこで

もう散らばつた。その者が復員をいたしまして、結局ふらふらしてつた。当時はみんな異様な目つきをしてつたと思ふのですが、それ以上に異様な目つきをして、たいへん危険な状態であつた。そこで、さつきも言つたように、座敷牢のようなものをつくつて、結局死んでしまつた。二、三精神病院なんかに見てもらつたといふのですが、こういう例に対して、すでに審査会の意向としては、精神分裂症といふものは勤務に関連しない。そこで、その遺族が実は泣きついてきておるわけですよ。これは一件だけの例で私は言うのですが、ほかにもあるわけなんです。

私は県の職員経験からいって、確かに勤務関連といふことはむずかしいと思ふのです。特に内部疾患の場合にはむずかしいと思ふのですが、先ほど申し上げたように、援護法の精神からいって、多少これはおかしいと思つても、援護法の対象にするといふことがいいのではないか。ひとつ積極的に援護の対象にする、そのことが戦後処理といふことに対して、最も前向きな姿勢で取り組んだことになるのじやないか、こういう点を要望いたしまして、私の質問をこれで終わります。

○田川委員長 次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時二十六分散会

